

第3次 恵那市 男女共同参画プラン

ENA GENDER EQUALITY PLAN

話し合い 支え合おうよ わが家も恵那も
- 選べる生き方 広がるしあわせ -



令和8年3月

第 3 次
恵 那 市
男女共同参画プラン

目 次

Contents

■ 第 1 章 策定にあたって

1 プラン策定の目的	1
2 プランの背景	2
3 プランの位置づけ	7
4 プランの期間とSDGsの推進	8

■ 第 2 章 恵那市の現状

1 人口等の状況	11
2 家庭生活の状況	15
3 女性の就労の状況	17
4 就労に関する状況	19
5 女性の参画の状況	24
6 防災・男女平等に関する状況	25

■ 第 3 章 プランの基本的な考え方

1 プランの基本理念	27
2 プランの基本目標	28
3 施策の体系	29

■ 第 4 章 施策の展開

基本目標 1 あらゆる分野で活躍できる社会づくり	33
基本目標 2 安全・安心に暮らすことができる社会づくり	37
基本目標 3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	42

■ 第 5 章 プランの推進

1 推進体制	47
2 プランの進行管理と評価	47
3 評価指標	48

■ 第 6 章 参考資料

1 恵那市男女共同参画プラン推進委員会 委員名簿	51
2 恵那市男女共同参画プラン推進委員会 設置要綱	52
3 関係法令	53

CHAPTER

01

第1章 策定にあたって

1

プラン策定の目的

国においては、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、この法律に基づき、翌年には「男女共同参画基本計画」が策定されました。以降、基本計画は5年ごとに改定され、男女共同参画社会の形成に向けた施策が継続的に推進されています。様々な法整備が進んだことにより、男女が多様な分野において活躍できる環境が整いつつあります。一方で、他の先進国と比較した我が国の男女共同参画の状況は依然として低水準にとどまっており、持続可能で国際社会に調和した社会の実現に向けて、施策の一層の充実が求められています。

恵那市（以下「本市」という。）では、平成19年に「第1次恵那市男女共同参画プラン」を、平成28年に「第2次恵那市男女共同参画プラン」（以下「前回プラン」という。）を策定し、さまざまな取組を進めてきました。しかしながら、根強く残る固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）、意思決定の場への女性の参画の遅れなど、未だに多くの課題が残っています。

本市においても、令和8年3月に前回プランの計画期間が終了することから、国や県の動き、「恵那市みらいビジョン2045」とも整合性を取りつつ、それぞれの家庭、職場、地域に応じて、性別に関わらず、全ての個人が自分の意思に基づき、その個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するため、「第3次恵那市男女共同参画プラン」を策定します。

1. 国の動き

(1) 第5次男女共同参画基本計画

国においては、「男女共同参画社会基本法（平成11年制定）」に基づき、平成12年12月に「男女共同参画基本計画」が策定され、令和2年12月に「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

第5次男女共同参画基本計画の目指すべき社会

- 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針

働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定されました。この法律は令和7年6月に改正され、期限を10年間延長して令和18年3月31日までとするとともに、職員の男女間における給与の額の差異や、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合についての情報公表を義務付けること等の措置が講じられています。また「女性活躍・男女共同参画の重点方針（女性版骨太の方針）」は、女性活躍・男女共同参画の取組を加速するために、毎年政府決定されています。

女性活躍・男女共同参画の重点方針2025（女性版骨太の方針2025）

- 女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり
- 全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり
- あらゆる分野の意思決定層における女性の参画拡大
- 個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現
- 女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化

(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針 (DV防止法)

国では、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、平成13年に「DV防止法」が制定されました。また、令和6年には改正法が施行され、DV被害者保護及び支援の観点から保護命令制度が拡充されました。

改正のポイント

- 申立てが可能な範囲が、これまでの「身体的暴力」や「生命・身体への脅迫」に加え「自由・名誉・財産への脅迫」も対象となる。また、保護命令の種類も拡充
- 接近禁止命令などの有効期間が、従来の6か月から1年間に延長
- 保護命令違反に対する罰則が、1年以下の懲役または100万円以下の罰金から、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金へと引き上げ

II. 岐阜県の動き

(1) 岐阜県男女共同参画計画（第5次）

岐阜県では、「男女共同参画社会基本法」及び「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」に基づき、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として、令和6年に「岐阜県男女共同参画計画（第5次）」が策定されました。

岐阜県男女共同参画計画（第5次）の計画体系

- 男女がともに活躍できる社会づくり
- 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり
- 未来の礎となる男女共同参画社会の基盤づくり

(2) 岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画

岐阜県では、「男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶」及び「困難を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備」を図る取組として、令和6年に「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」が策定されました。

岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画の計画体系

- 暴力を許さない社会づくり
- 安心して相談できる体制づくり
- 安全・安心が保障される保護
- 実効性のある自立支援
- 関係機関と連携した支援体制づくり

III. 恵那市の動き

本市においては、男女がともに協力し役割を発揮できる社会の実現を目指して、平成19年に「恵那市男女共同参画プラン」を策定しました。その後、社会情勢の変化や国及び県の方針、これまでのプランに基づいて実施された施策の推進状況等を踏まえ、「話し合い 支え合おうよ わが家も恵那も」を基本理念として、平成28年に「第2次恵那市男女共同参画プラン」を策定しました。

令和2年には、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に進めるため、「女性活躍推進法」の趣旨を反映した「第2次恵那市男女共同参画プラン（改訂版）」を策定しました。この改訂版では、女性の就労支援や子育て世代への講座、地域で活躍する女性の紹介など、働き方と生き方の選択を支える施策の強化に加え、DV防止やハラスメント相談窓口の充実、災害時の支援など、安全・安心な生活環境の整備に向けて取組を進めてきました。

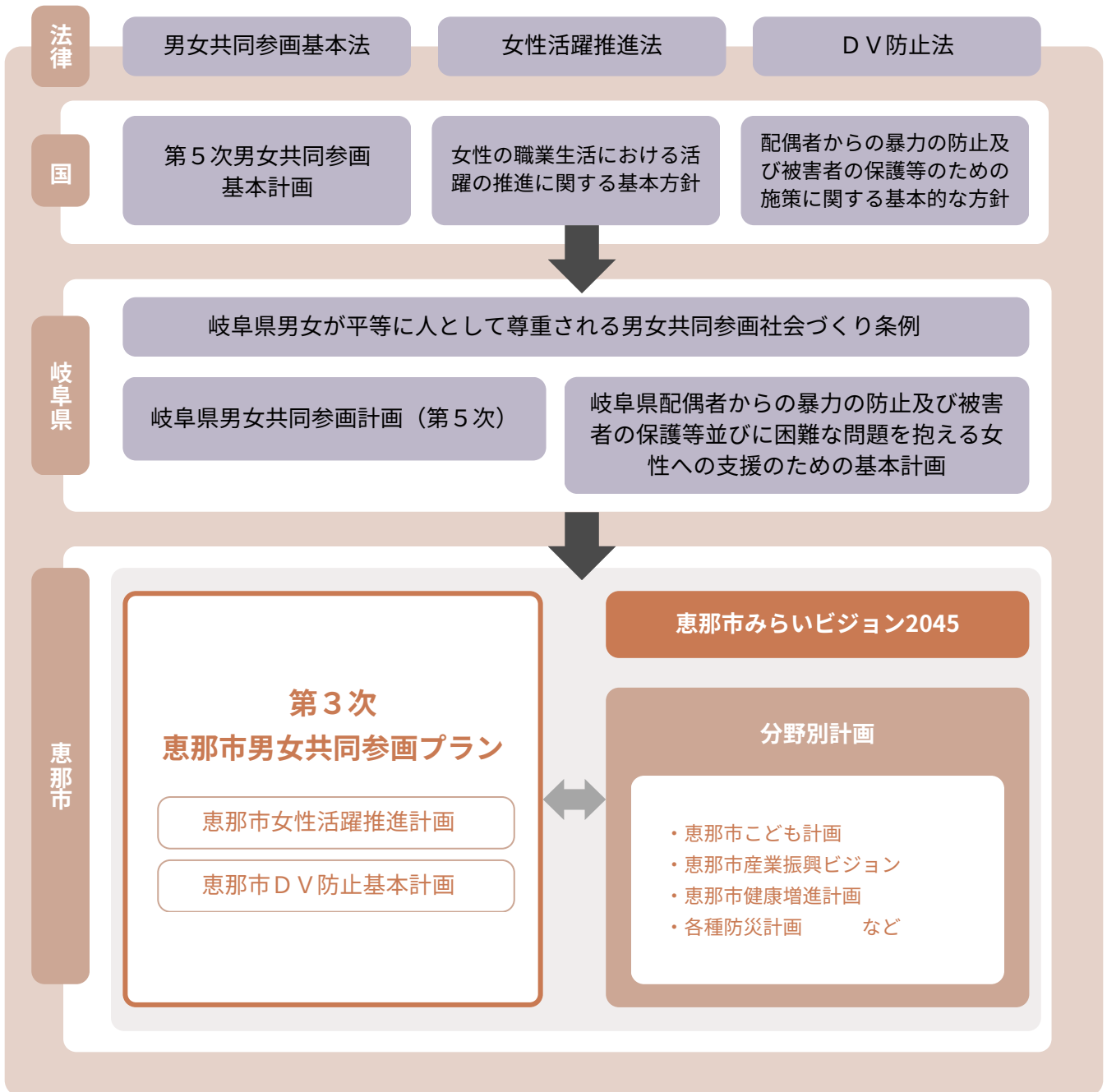
令和7年度には「第3次恵那市男女共同参画プラン」の策定に向け、男女共同参画に関する市民意識調査や事業所調査を実施し、市内の現状と課題を把握しました。その結果を踏まえ、誰もが性別に関わらず個性と能力を発揮できる社会の実現に向けた方向性を検討し、男女共同参画社会を実現するための目標や政策の方向性を示した「第3次恵那市男女共同参画プラン」を策定しました。

3

プランの位置づけ

本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけています。また、計画の一部を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」を兼ねるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置づけます。

また、本プランは、本市のまちづくりの方向性を示す「恵那市みらいビジョン2045」を上位計画とし、その他関連諸計画との整合性を図り策定しています。



本プランの計画期間は、令和8年度から令和17年度の10年間です。また、本プランは社会情勢の変化など必要に応じて見直しを行います。

R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035	...	R27 2045
第3次恵那市男女共同参画プラン（10年間）										...	
恵那市みらいビジョン2045 基本構想（20年間）											
基本計画（4年間）			基本計画（4年間）				基本計画（4年間）				

SDGsは、2030年までの達成を目指す国際的な目標であり、貧困や飢餓の撲滅、教育の充実、ジェンダー平等、気候変動への対応など、17の目標と169のターゲットで構成されています。これは、全ての人により良い未来を築くための世界共通の指針です。

「性別にかかわらず、全ての人々が尊重され、活躍できる社会の実現」という価値観は、男女共同参画とSDGsで共通しており、本プランの推進においてもSDGsの目標と密接に関連しています。



恵那市は、SDGsの目標達成に向けて革新的な取組を進めていることが認められ、2022年に国（内閣府）の「SDGs未来都市」に選定されました。



CHAPTER

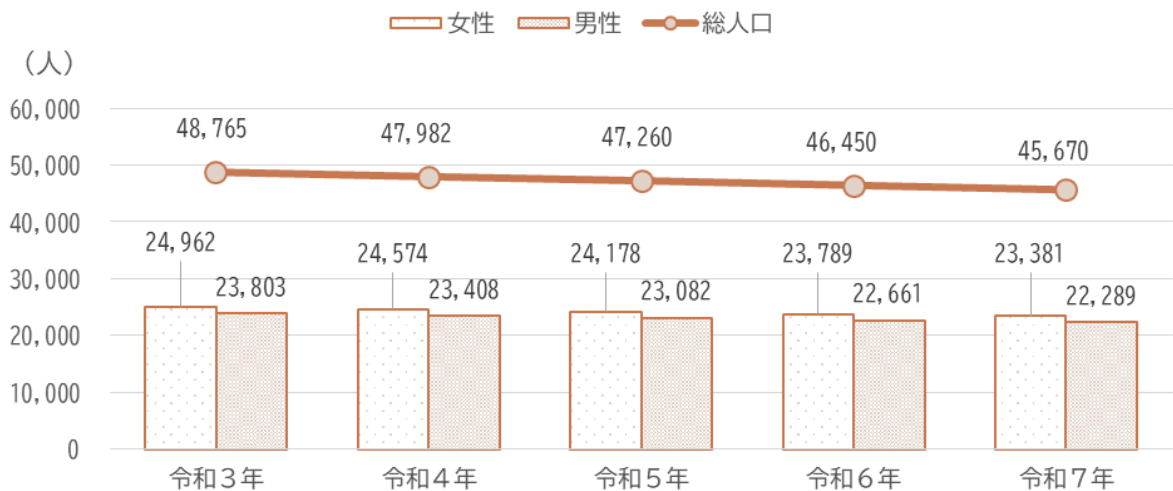
02

第 2 章 恵那市の現状

1. 人口等の状況

● 性別総人口の推移

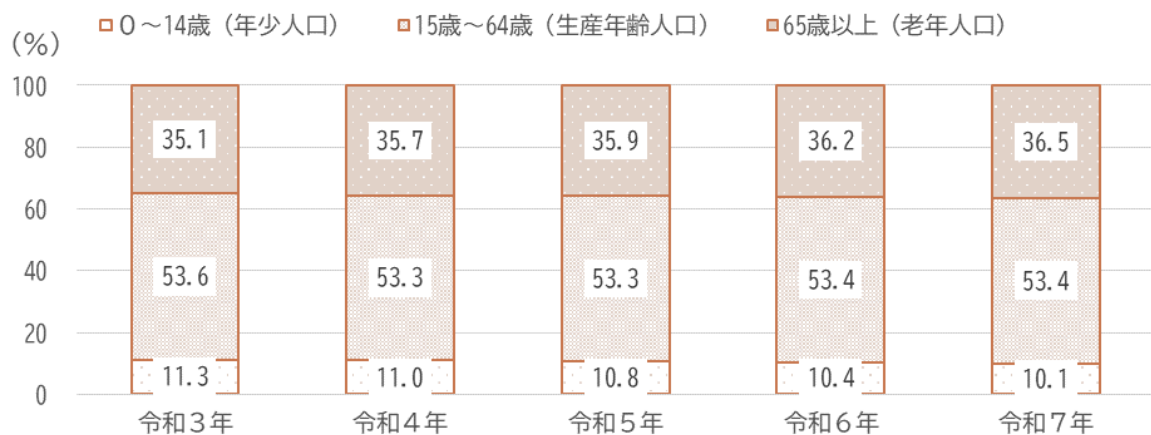
恵那市の総人口は、令和3年から令和7年の5年間で約3,000人減少しています。また、性別人口は男女ともに同様の傾向で減少しています。



資料：各年住民基本台帳 各年4月1日現在

● 年齢3区分別人口構成比の推移

0～14歳（年少人口）が減少している一方で、65歳以上（老年人口）は増加しています。15歳～64歳（生産年齢人口）は、ほぼ横ばいで推移しています。

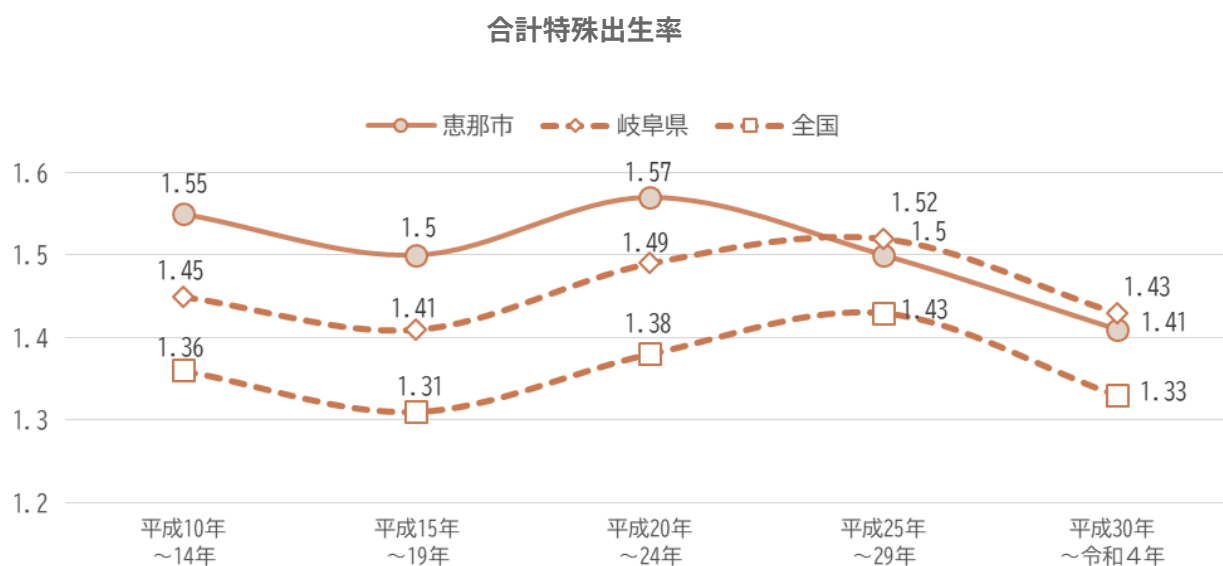


資料：各年住民基本台帳 各年4月1日現在

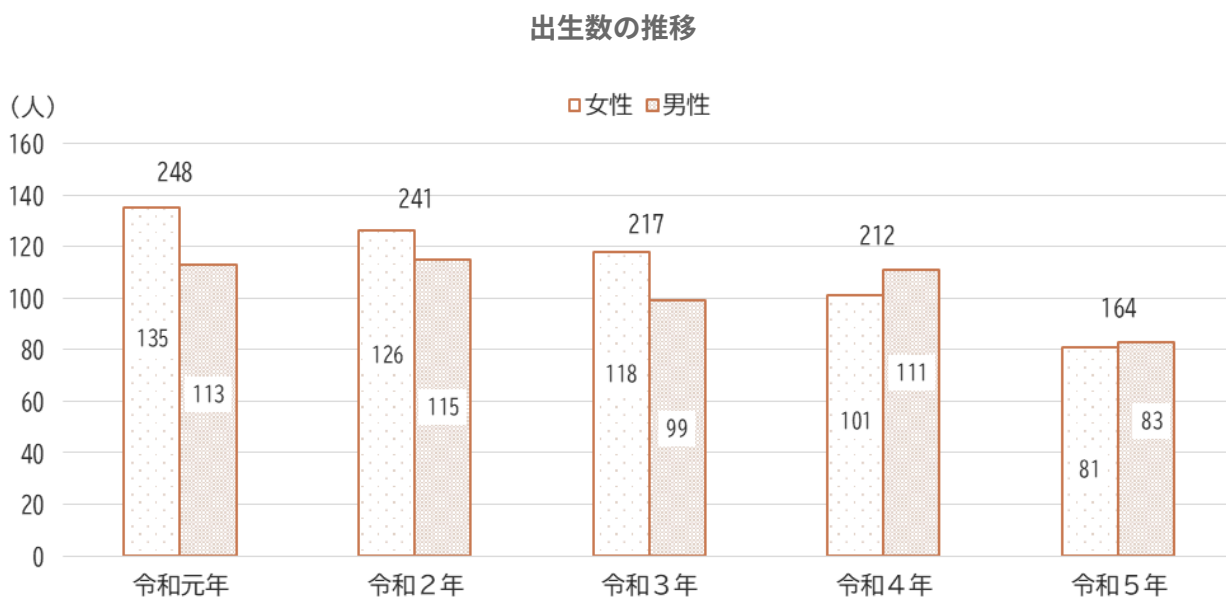
● 出生数の推移（本市）

合計特殊出生率[※]は、平成20年～24年に盛り返しましたが、その後、減少しています。また、出生数は令和元年～令和5年の間に3割程度減少しています。

※15～49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、一人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを産むかを表す指標のこと。



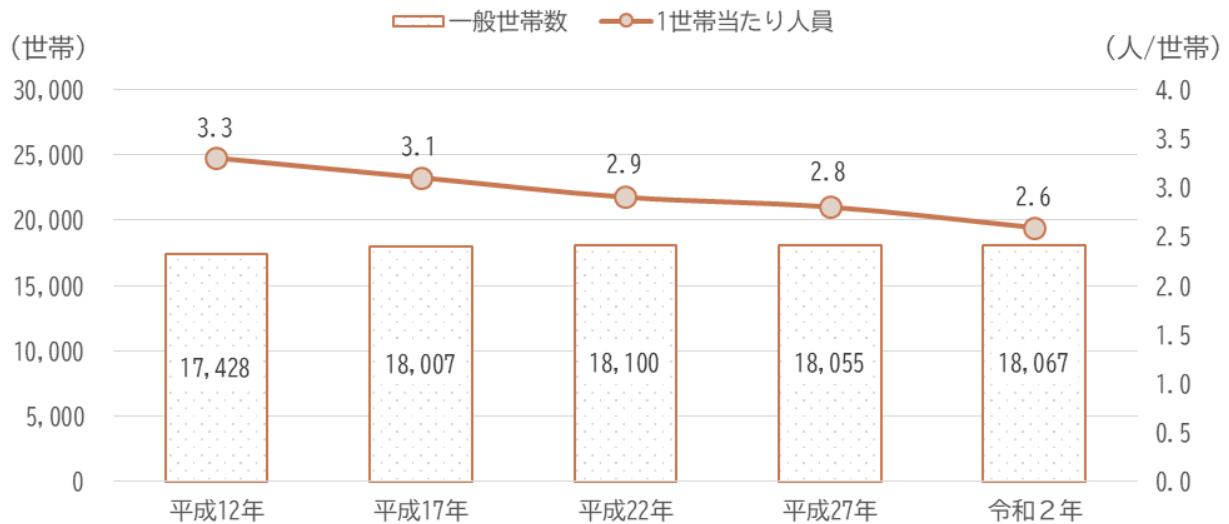
資料：厚生労働省 人口動態統計特殊報告



資料：厚生労働省 人口動態調査

● 一般世帯数と1世帯当たり人員の推移

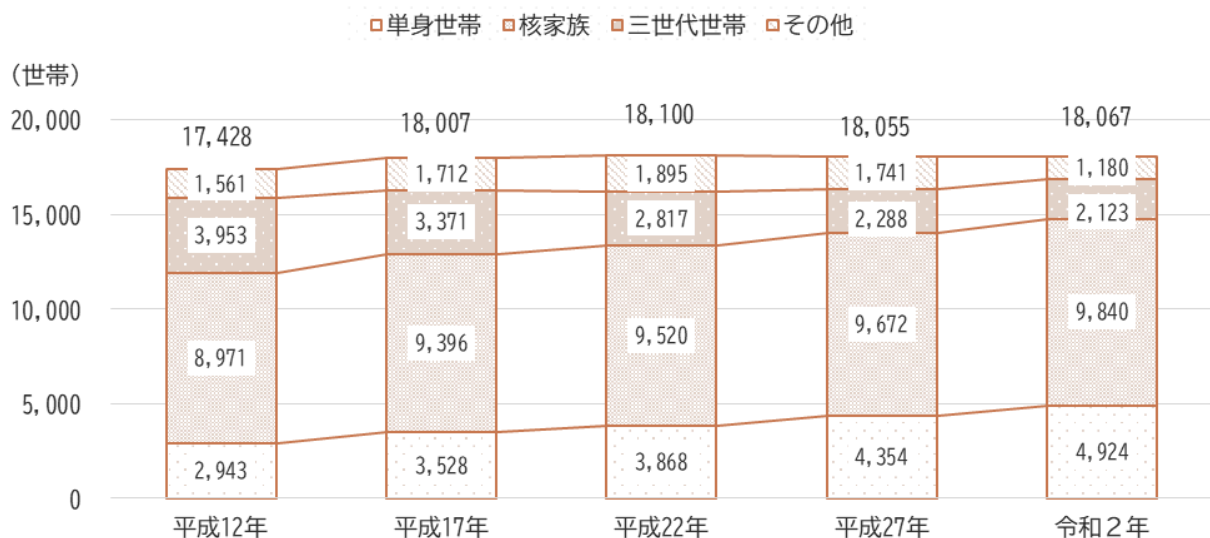
一般世帯数は、平成22年の18,100世帯をピークに減少しています。また、1世帯当たり人員は平成22年で3人を下回り、令和2年には2.6人になっています。



資料：令和2年 国勢調査

● 世帯構造の推移

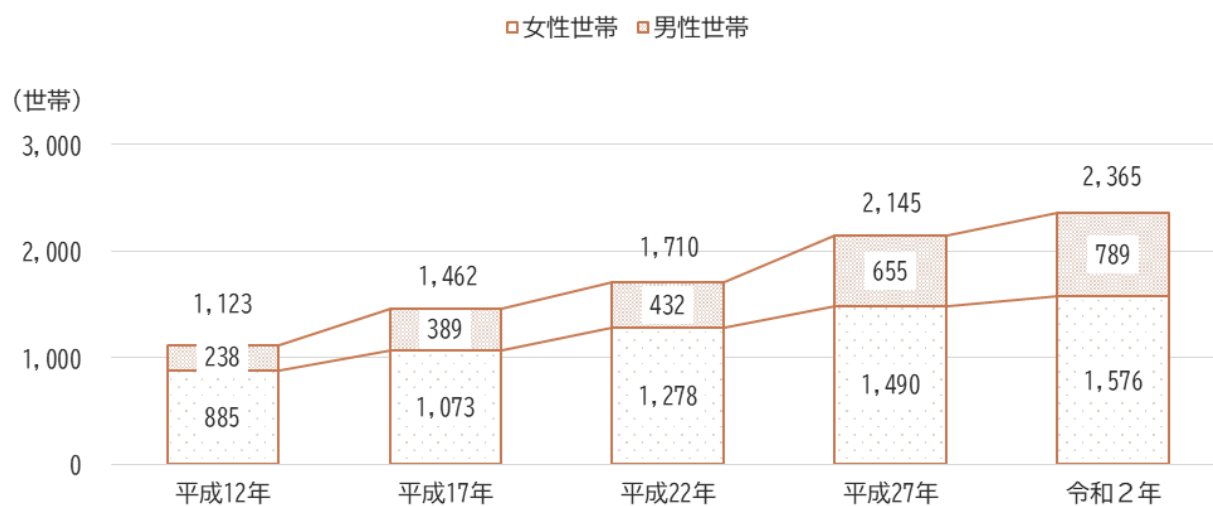
単身世帯と核家族は増加し続けており、平成12年から令和2年の20年間で、単身世帯は約1.7倍、核家族は約1.1倍に増加しています。その結果、令和2年では単身世帯と核家族の占める割合が世帯全体の8割を超えており、一方、三世帯世帯は減少傾向が続いています。



資料：令和2年 国勢調査

● 高齢者（65歳以上）単身世帯の推移

高齢者（65歳以上）単身世帯の世帯数は、平成12年から令和2年の20年間で約2倍に増加しています。



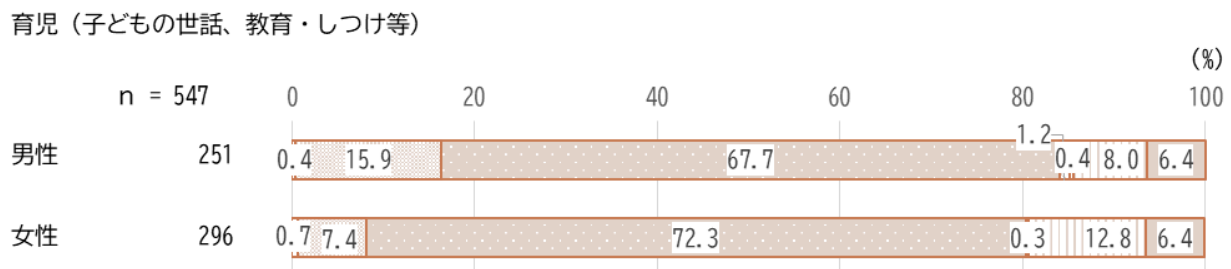
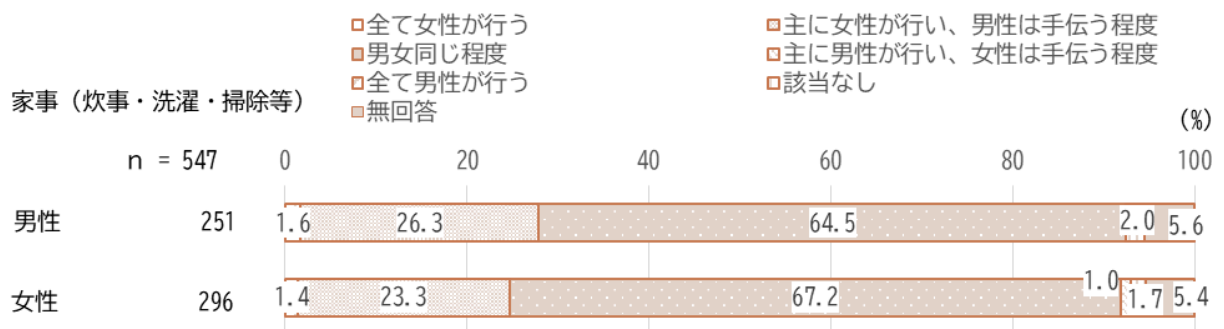
資料：令和2年 国勢調査

2. 家庭生活の状況

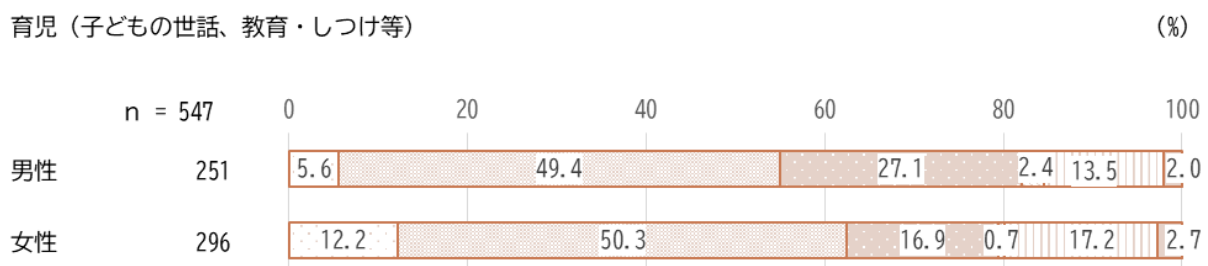
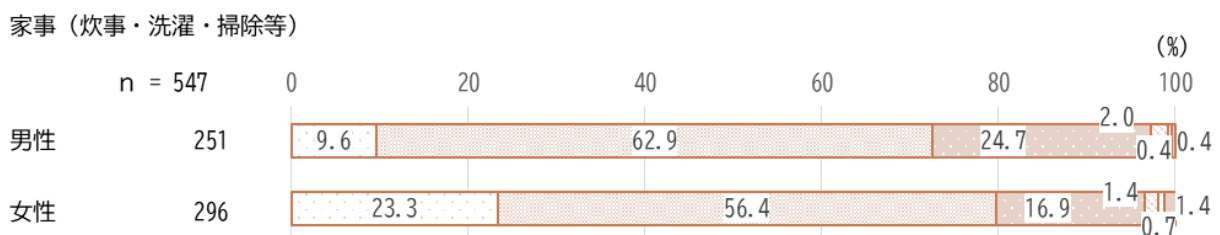
(1) 家庭内の役割に関する状況（理想と現状）

理想では、男女共に「男女同じ程度」の割合が約70%前後と最も高い一方、現状では、「男女同じ程度」の割合は約20%前後にとどまっています。さらに現状では、「主に女性が行い、男性は手伝う程度」の割合が最も高く、家事・育児における男女の役割分担に依然として偏りがあることがうかがえます。

理想 家庭内の役割



現状 家庭内の役割



資料：令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査

(2) 家庭内の役割と地域活動への参加

- 今後、男性が女性とともに、家事、子育て、介護、地域での活動に積極的に参加していくために必要だと思うこと

「夫婦や家族間のコミュニケーションをよく図ること」の割合が51.3%と最も高く、次いで「労働時間の短縮や休暇を取りやすい環境を整備することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること」の割合が46.9%、「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」の割合が35.1%となっています。

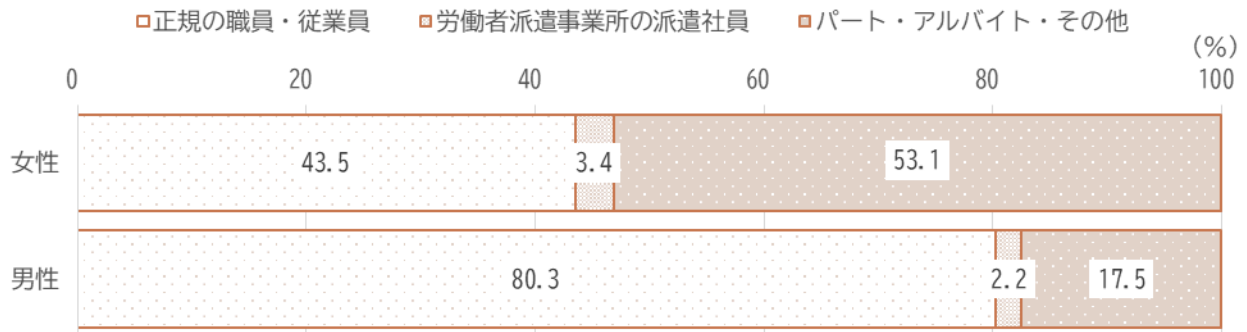


資料：令和6年度男女共同参画に関する市民意識調査

3. 女性の就労の状況

● 男女別雇用形態の状況

本市の被雇用者の雇用形態の状況をみると、男性では「正規の職員・従業員」が80.3%と最も高い割合を占めていますが、女性は「パート・アルバイト・その他」が53.1%と、非正規雇用が半数以上を占めています。

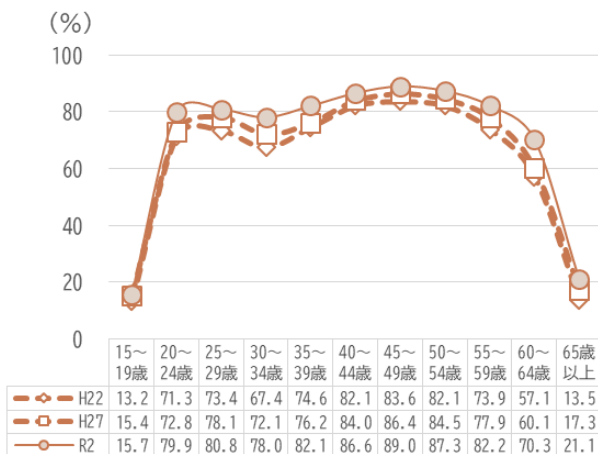


資料：令和2年 国勢調査

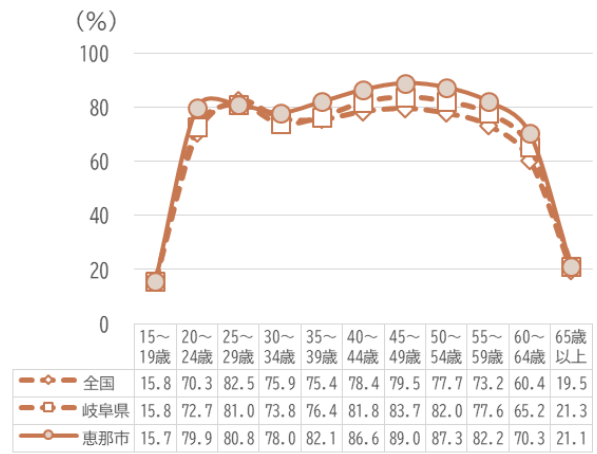
● 年齢別就業率の推移

本市の女性の就業率を年齢別でみると、30歳代を底とするM字カーブ*を描く傾向は徐々に解消されており、令和2年では全国の傾向により近いカーブを描いています。

女性の年齢別就業率の推移（恵那市）



女性の年齢別就業率（全国・岐阜県・恵那市）

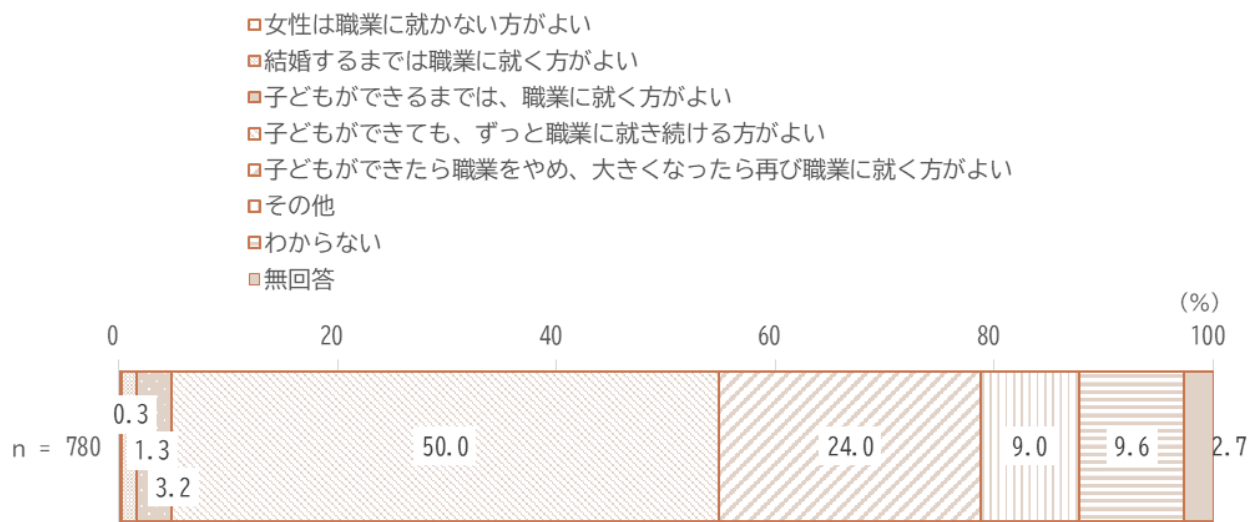


*日本における女性の年齢階級別労働力率をグラフで表したときに描かれるM字型の曲線

資料：令和2年 国勢調査

● 女性が職業（仕事）に就くことに関する市民の意識

「子どもができて、ずっと職業に就き続ける方がよい」の割合が50.0%と最も高く、次いで「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業に就く方がよい」の割合が24.0%となっています。



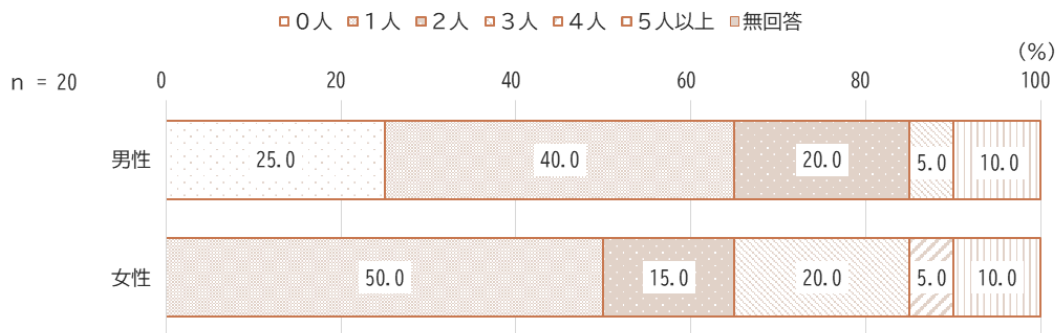
資料：令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査

4. 就労に関する状況

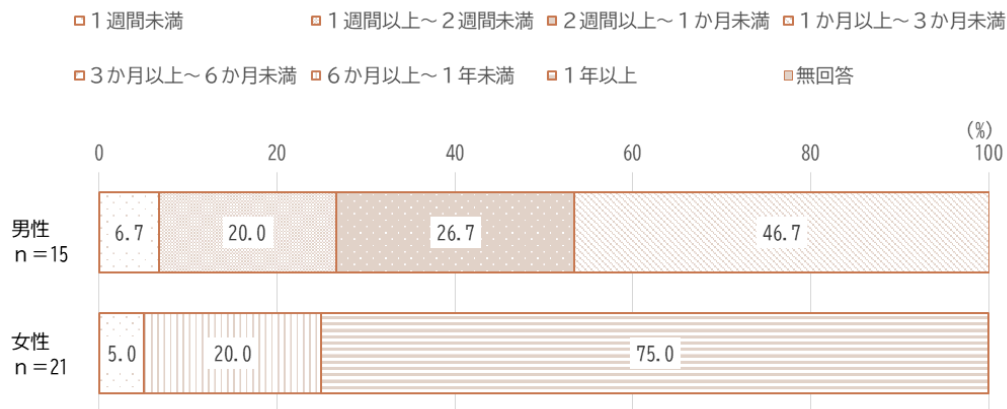
(1) 育児休業・介護休業制度の状況

育児休業・介護休業の制度は、事業所調査に回答した企業の約85%において、就業規則に明記されていますが、取得率は依然として低い状況です。育児休業について、男性の半数以上が1か月未満となっており、長期取得は少ないのが現状です。制度の周知と、取得しやすい職場環境づくりが課題となっています。

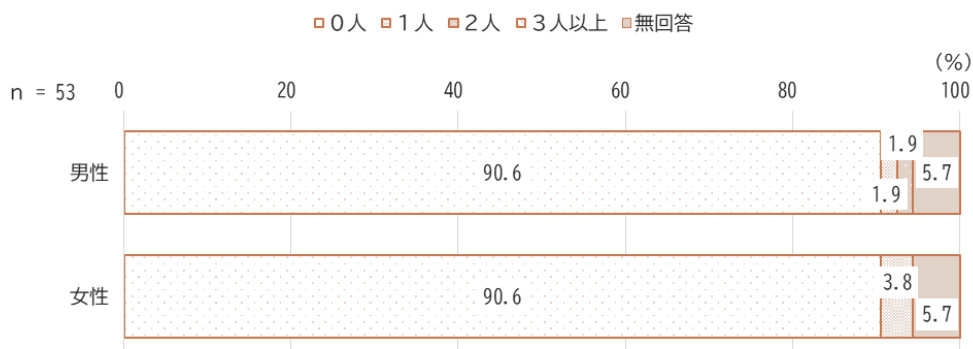
● 令和5年度に育児休業を取得した人数



● 令和5年度に育児休業を取得した人の平均取得期間



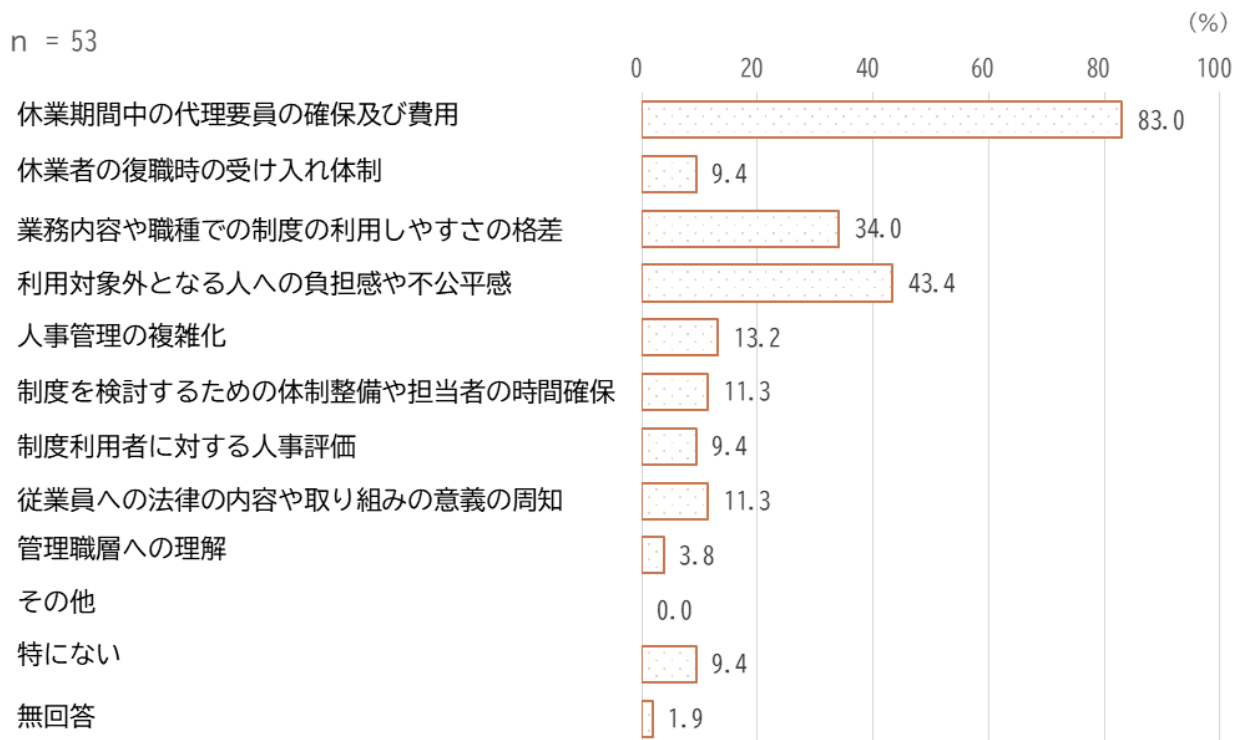
● 令和5年度に介護休業を取得した人数



資料：令和6年度 男女共同参画に関する事業所調査

● 育児・介護休業制度を活用する上での課題

「休業期間中の代理要員の確保及び費用」の割合が83.0%と最も高く、次いで「利用対象外となる人への負担感や不公平感」の割合が43.4%となっています。

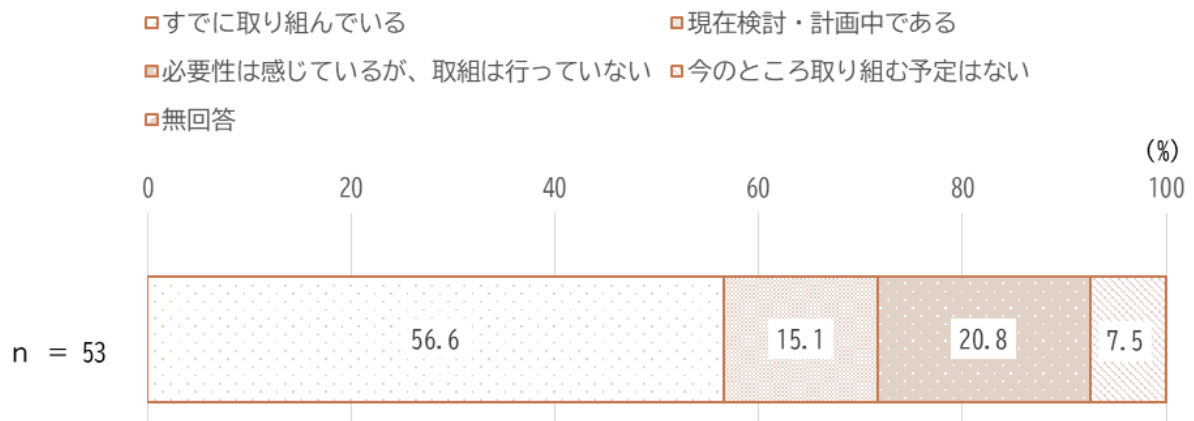


資料：令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査

(2) ワーク・ライフ・バランスに関する状況

● 従業員の「ワーク・ライフ・バランス」に関する取組の状況

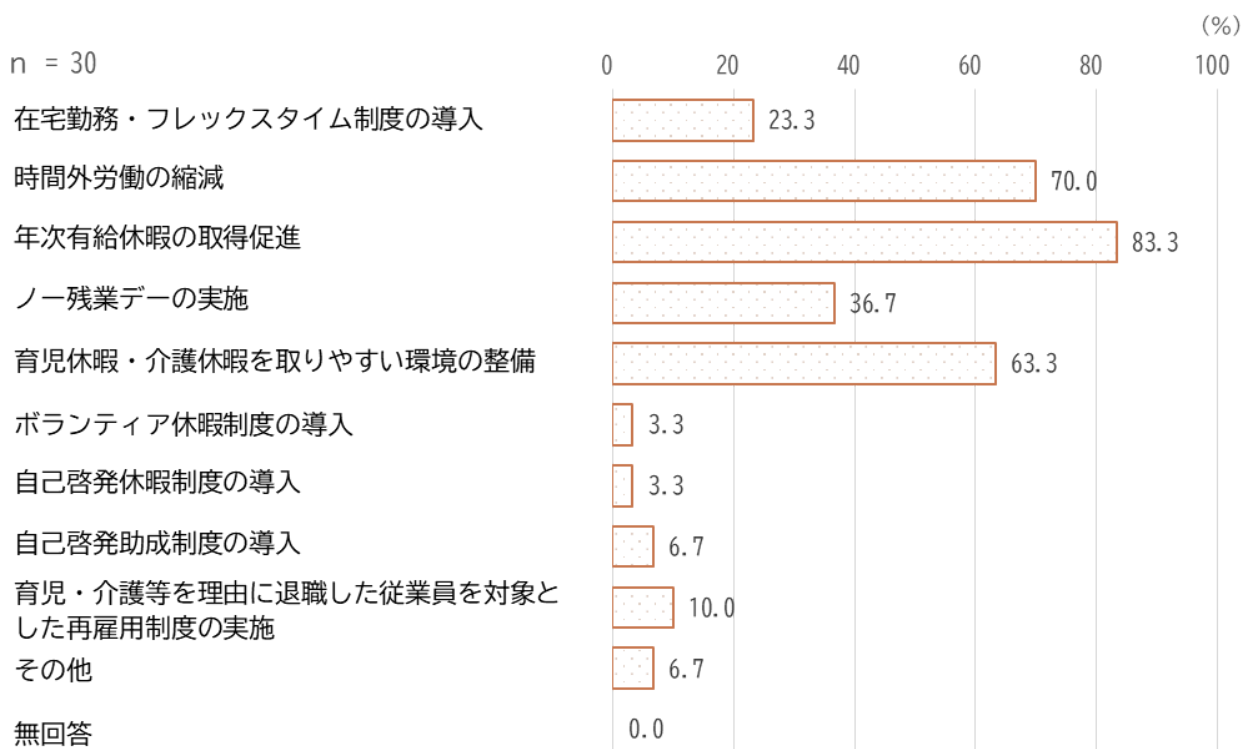
「すでに取り組んでいる」の割合が56.6%と最も高く、次いで「必要性は感じているが、取組は行っていない」の割合が20.8%となっています。



資料：令和6年度 男女共同参画に関する事業所調査

● 従業員の「ワーク・ライフ・バランス」に関する取組の内容

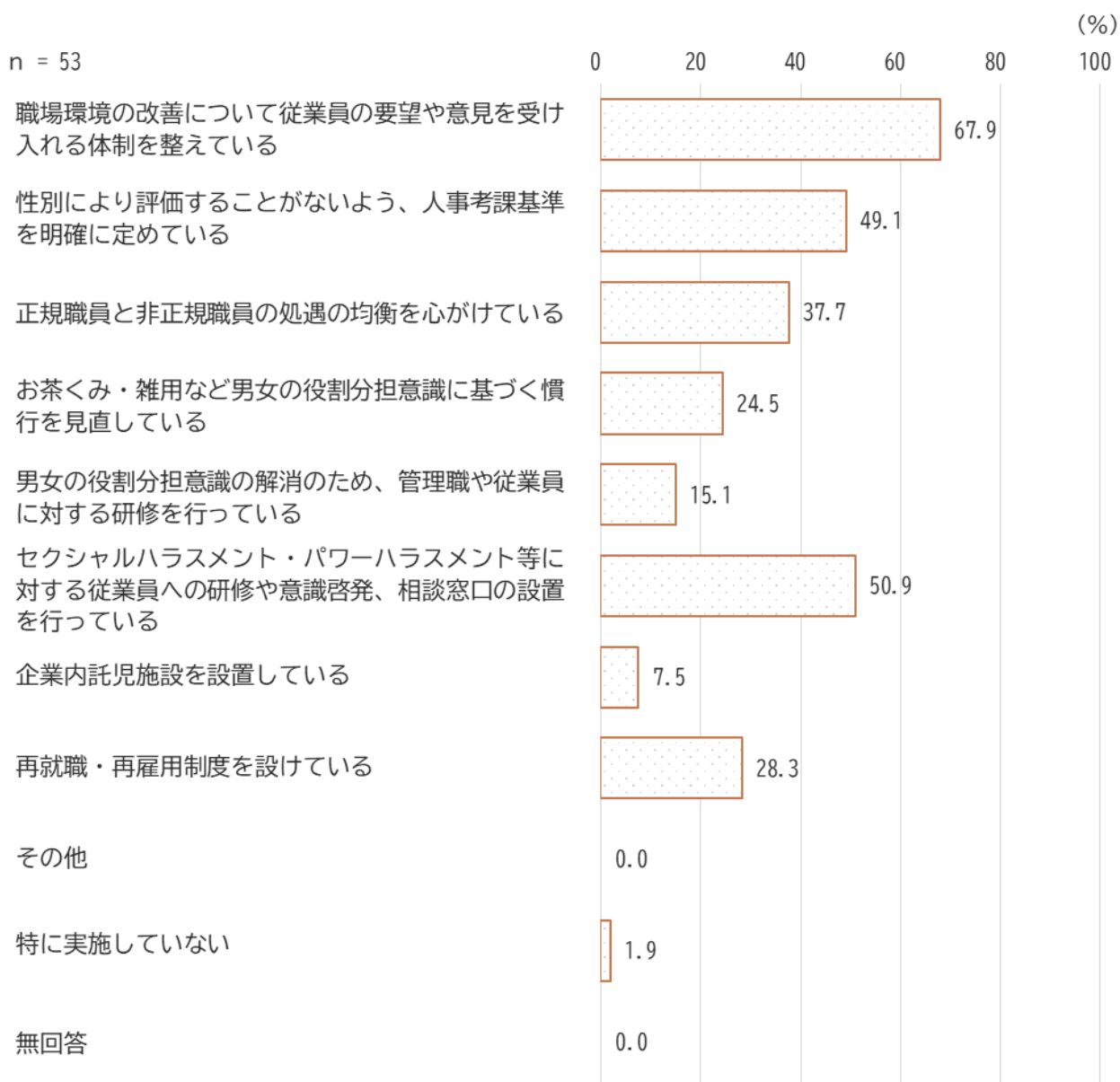
「年次有給休暇の取得促進」の割合が83.3%と最も高く、次いで「時間外労働の縮減」の割合が70.0%となっています。



資料：令和6年度 男女共同参画に関する事業所調査

● 男女がともに働きやすい職場環境・風土作りについての取組

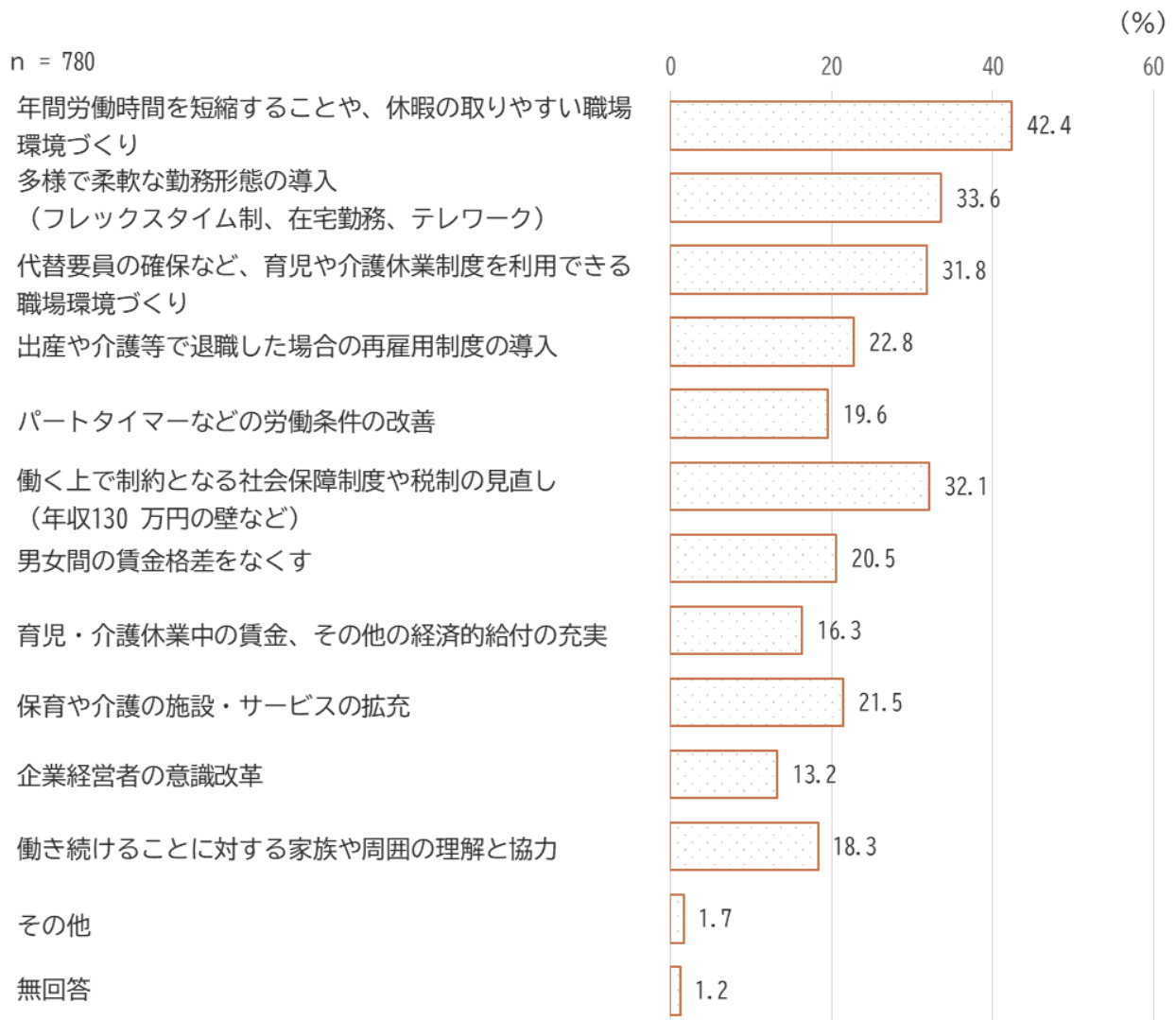
「職場環境の改善について従業員の要望や意見を受け入れる体制を整えている」の割合が67.9%と最も高く、次いで「セクシャルハラスメント・パワーハラスメント等に対する従業員への研修や意識啓発、相談窓口の設置を行っている」の割合が50.9%となっています。



資料：令和6年度 男女共同参画に関する事業所調査

● それぞれの家庭において、男女が共に「仕事と家庭の両立」をするために必要だと思う勤務条件の整備

「年間労働時間を短縮することや、休暇の取りやすい職場環境づくり」の割合が42.4%と最も高く、次いで「多様で柔軟な勤務形態の導入（フレックスタイム制、在宅勤務、テレワーク）」の割合が33.6%、「働く上で制約となる社会保障制度や税制の見直し（年収130万円の壁など）」の割合が32.1%となっています。

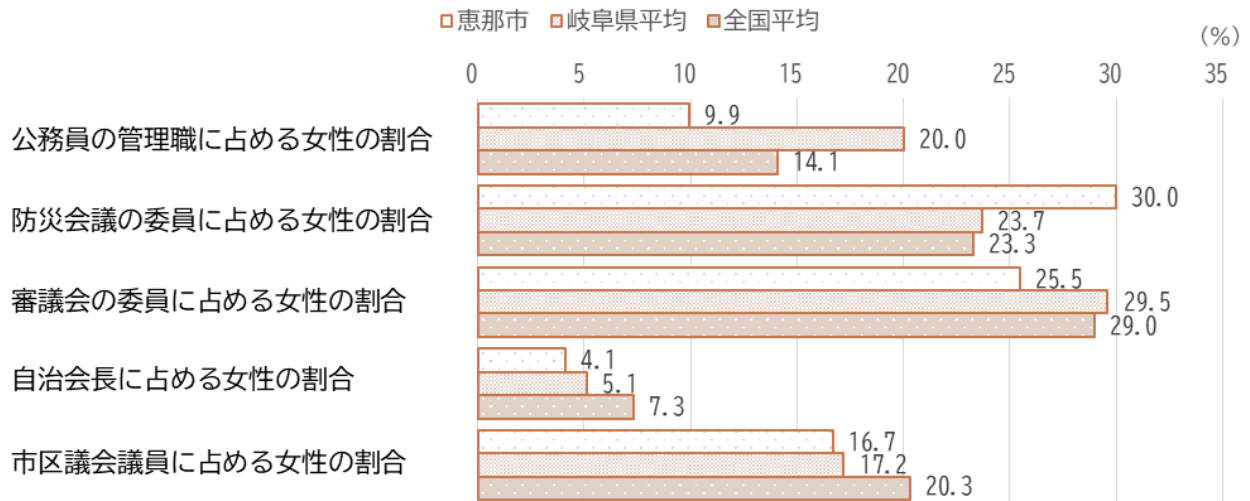


資料：令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査

5. 女性の参画の状況

● 各種審議会等への女性の参画の状況

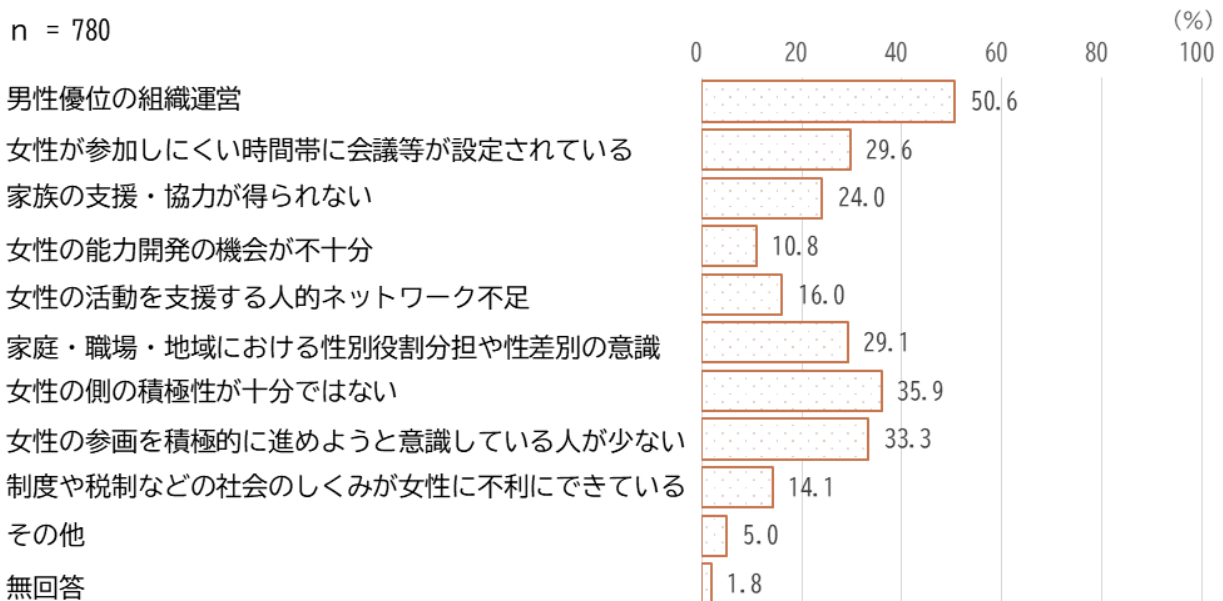
防災会議の委員に占める女性の割合では岐阜県平均と全国平均を上回っていますが、他の項目では岐阜県平均と全国平均を下回っています。



資料：令和6年度 市区町村女性参画状況見える化マップ

● 地域活動や社会参画について、企画や方針決定過程への女性の参画が少ない理由に関する市民の意識

「男性優位の組織運営」の割合が50.6%と最も高く、次いで「女性の側の積極性が十分ではない」の割合が35.9%、「女性の参画を積極的に進めよう意識している人が少ない」の割合が33.3%となっています。

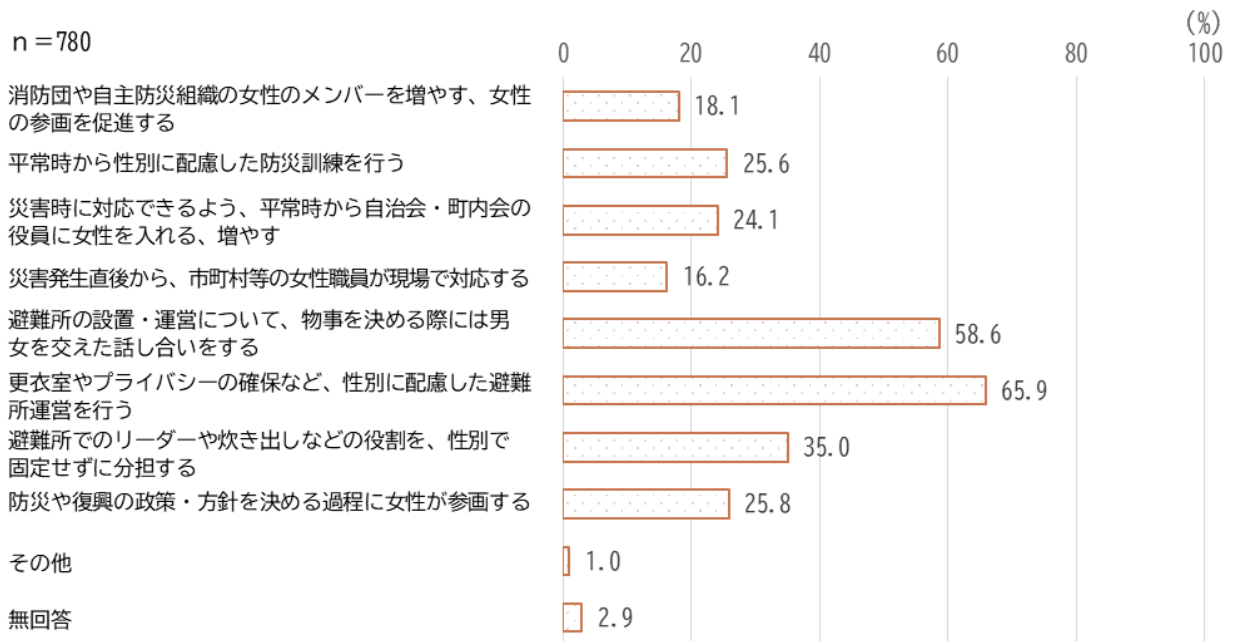


資料：令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査

6. 防災・男女平等に関する状況

● 性別に配慮した防災・災害対応・復興対策のために必要だと思うこと

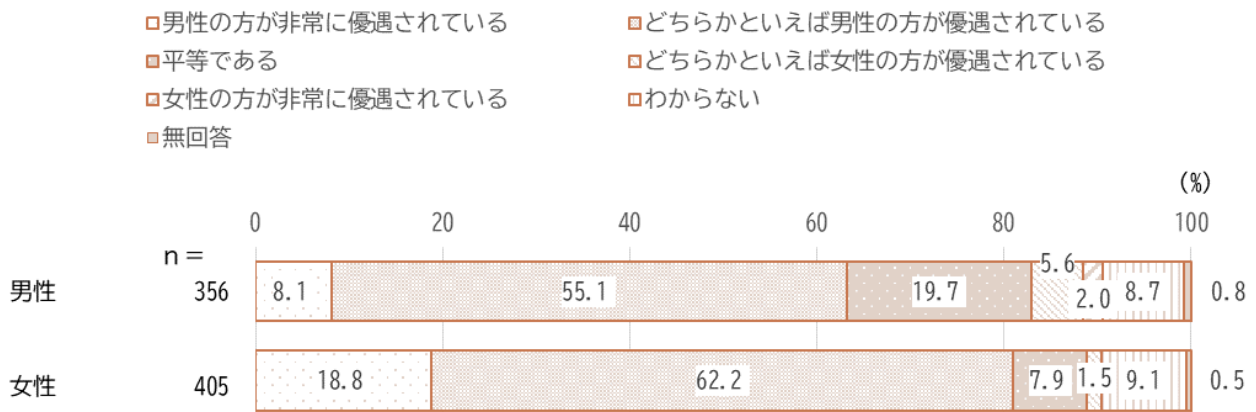
「更衣室やプライバシーの確保など、性別に配慮した避難所運営を行う」の割合が65.9%と最も高く、次いで「避難所の設置・運営について、物事を決める際には男女を交えた話し合いをする」の割合が58.6%、「避難所でのリーダーや炊き出しなどの役割を、性別で固定せずに分担する」の割合が35.0%となっています。



資料：令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査

● 社会全体として男女の地位が平等だと思うと回答した市民の割合

性別でみると、男性の回答において「平等である」の割合が19.7%と高くなっています。



資料：令和6年度 男女共同参画に関する市民意識調査

CHAPTER

03

第3章
プランの
基本的な考え方

1

プランの基本理念

話し合い
支え合おうよ
わが家も恵那も

－ 選べる生き方 広がるしあわせ －



////////////////////////////////////
「お互いに話し合い、歩み寄り、認め合える社会」を目指した前プランの理念を継承しつつ、第3次プランでは、時代の変化や価値観の多様化を踏まえ、市民一人ひとりが自分らしい生き方や働き方を選ぶことができ、それぞれのしあわせを実感できる社会を目指すという思いを込めました。
////////////////////////////////////



基本目標1 あらゆる分野で活躍できる社会づくり



政策・方針決定過程への女性参画を促進し、職場では一人ひとりが個性と能力を発揮できる環境を整え、男女ともに安心して働ける社会を目指します。さらに、家庭や地域活動への責任ある参画を促す意識啓発と環境整備を進め、あらゆる分野で男女共同参画を推進します。



▲ 各種審議会の様子



▲ 子育て世代の座談会



▲ 県主催の就労相談

基本目標2 安全・安心に暮らすことができる社会づくり



全ての人々が性別にかかわらず、差別や人権侵害を受けることなく、健康で安心して暮らせる社会の実現を目指します。子育てや介護などのライフステージに応じた支援を充実させ、災害時にも安全・安心に生活できる体制づくりを進めていきます。



▲ 健幸フェスタの開催



▲ 伝統芸能を学ぶ



▲ 市内初の女性消防団員

基本目標3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり



固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消し、誰もが個人として十分に尊重されるよう、男女共同参画についての意識改革と理解の促進を図ります。



▲ 外国人のための防災講座



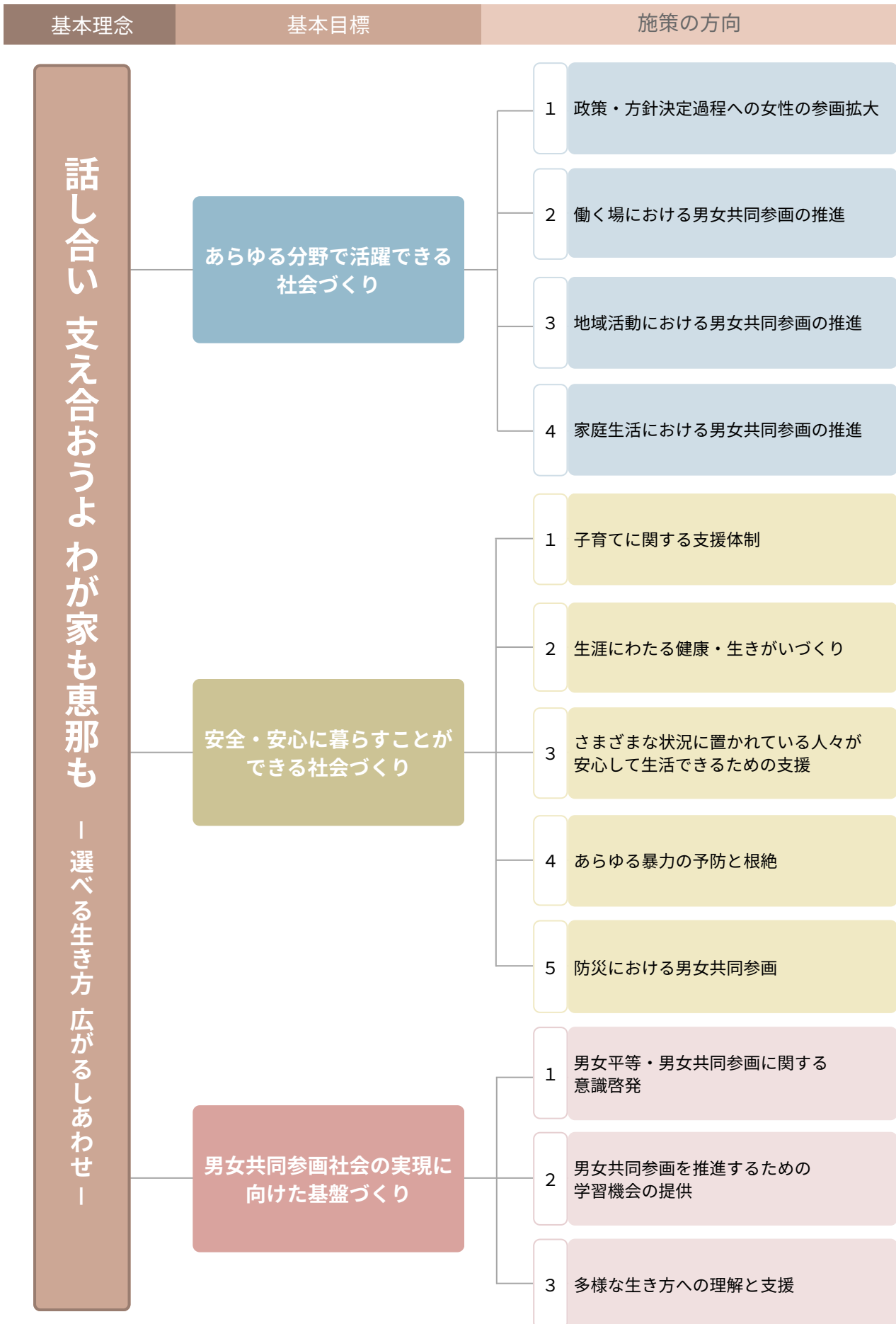
▲ 市人権同和講演会の開催



▲ 人権の花活動

3

施策の体系





主な取組

- ① 各種審議会・委員会への女性委員の登用推進
- ② 企業・各種団体への啓発活動

- ① 女性の非正規雇用労働者の正社員転換等の促進
- ② 恵那市役所における男女共同参画の促進
- ③ 女性活躍の意識啓発と支援

- ① 地域のまちづくり活動への男女共同参画の推進
- ② まちづくり活動組織における女性役員の登用推進

- ① ワーク・ライフ・バランスのさらなる普及に向けた啓発
- ② 家事・育児・介護における性別を問わない参画の推進
- ③ 介護を支援するための環境の整備

- ① 保育等の拡充
- ② 育児に関するサービスの充実
- ③ 子育て世代への支援

- ① 生涯を通じた健康づくりの推進
- ② スポーツに親しむ機会の創出
- ③ 市民が学習できる環境の整備
- ④ 伝統文化・芸能の継承及び故郷学習の推進

- ① 困難な問題を抱える女性への支援
- ② 困難を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備
- ③ 孤独孤立・ひきこもり支援

- ① あらゆる暴力を許さないための意識づくり
- ② DVなどに関する相談体制の充実と被害者の保護体制の強化
- ③ 企業・各種団体へのハラスメント防止の啓発

- ① 防災リーダー養成講座への参加推進
- ② 男女のニーズに配慮した避難所の備蓄品の充実
- ③ 防災講演会など研修機会への参画推進
- ④ 自主防災組織への参加促進

- ① 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消に向けた啓発
- ② 男女平等意識を育む教育の充実
- ③ 男女共同参画プラン推進委員会の開催

- ① 男女共同参画に関する情報収集
- ② 多様な学習機会の提供

- ① 地域で支え合える体制づくり
- ② 性的マイノリティに対する知識の育成と理解の促進
- ③ 多文化共生社会に対応した支援
- ④ 国際理解のための教育の推進

CHAPTER

04

第 4 章 施策の展開



基本目標1

あらゆる分野で活躍できる社会づくり

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大



背景と課題

- 国や県では、審議会等における女性委員の割合目標を40%と定めており、本市においても同じ目標で取組を行っていますが、依然として達成できていません。
- 本市における防災会議の委員に占める女性の割合は国や県の平均以上ですが、指導的地位^{*}に占める女性の割合目標や自治会長に占める女性の割合など、全体的には低い水準のため、引き続き管理職や委員への女性登用を後押しする取組が必要です。

施策の方向性

持続可能な社会を実現するためには、政策に多様な視点を取り入れることが必要です。市が設置する各種審議会・委員会への女性委員の登用拡大に努めるとともに、企業に対して管理職への女性登用を促進するための啓発活動を行います。

今後の取組

施策名	施策の内容	担当課
① 各種審議会・委員会への女性委員の登用推進	市が設置する各種審議会・委員会への女性委員の登用拡大に努めます。女性登用率には目標値を設定し、目標達成に向けて計画的に取り組めます。登用状況についてはホームページ等で公表するなど、市民にも男女共同参画の現状を共有します。	企画課
② 企業・各種団体への啓発活動	企業・各種団体向けに継続的な男女共同参画の情報提供を行うなど、管理職への女性登用を促進するための啓発活動を行います。	企画課 商工課

^{*} 「指導的地位」とは、組織や社会の意思決定に関与する立場にある者を指し、「男女共同参画基本計画」では女性の参画率を高めることが重要な目標とされています。

(2) 働く場における男女共同参画の推進



背景と課題

- 女性活躍推進法の改正により、男女の賃金格差の是正や女性の管理職への積極的登用といった取組がさらに推進されます。
- 全国的な傾向として、本市においてもパートやアルバイトなどの非正規雇用で働いている女性が多く、キャリア形成を難しくしていることや経済的な不安定さの要因となっています。

施策の方向性

非正規雇用は、多様な働き方に応えるというプラス面もある一方、男性に比べ女性の方が割合が高いことが女性の貧困や男女間の格差の一因になっているとの問題もあります。女性が働くことへの不安を減らすための支援を行い、女性の非正規雇用労働者の正社員転換の実現を目指して活動します。

今後の取組

施策名	施策の内容	担当課
① 女性の非正規雇用労働者の正社員転換等の促進	男性と比較して女性の非正規雇用率が高いことを踏まえ、女性の非正規雇用労働者の正社員転換の実現を目指し、情報提供を行うなどの支援を行います。	商工課
② 恵那市役所における男女共同参画の促進	男女がともに活躍できる職場を推進し、職域拡大育成支援を実行します。子育て・介護と両立できる環境整備や、制度の周知・啓発を行い、利用促進を図ります。	総務課
③ 女性活躍の意識啓発と支援	本市で活躍する女性ロールモデルの紹介や情報発信を行います。えなえーるではハローワーク・ビジネスサポートセンターなどの関係機関と連携し、女性の就業・再就職を支援する相談対応やセミナー開催、情報提供を実施します。	企画課 商工課

(3) 地域活動における男女共同参画の推進



背景と課題

- 地域活動における女性の参画機会について、市民意識調査より「男性優位の組織運営」や「女性の側の積極性が十分ではない」ことがわかり、固定的性別役割分担意識[※]が残っていると云えます。
- 本市における自治会長に占める女性の割合は4.1%であり、全国や県の平均と比べて少ない傾向にあります。

施策の方向性

自治会やまちづくり活動等における女性の積極的な参加や、重要事項の決定過程への女性の参画を推進するための啓発活動や環境整備に努めます。

今後の取組

施策名	施策の内容	担当課
① 地域のまちづくり活動への男女共同参画の推進	性別に関わらず多くの人がまちづくりに参加できる雰囲気、場所づくりなどの環境整備を行い、地域の中でお互いを支え合う取組を支援します。	地域振興課
② まちづくり活動組織における女性役員の登用推進	まちづくり活動組織や地域における活動において、女性の積極的な参加や役員への登用を促す啓発活動や環境整備に取り組みます。	地域振興課

※ 固定的性別役割分担とは、「男性は仕事」、「女性は家庭」といった、個人の能力とは関係なく、性別を理由にして役割を固定的に分ける考え方のこと。

(4) 家庭生活における男女共同参画の推進



背景と課題

- 市民意識調査では、家事・育児・介護の役割分担について、「男女同じ程度すべきだ」と答えた割合は男女ともに約7割に達している一方で、「現状」の数値をみると同じ回答は約2割程度まで減少しており、意識は高まっているものの実際の行動が伴っていないことがうかがえます。
- 男女が共に仕事と家庭の両立をするために必要な条件として、「年間労働時間を短縮することや、休暇の取りやすい職場環境づくり」など、職場環境に関する条件を整える必要があります。

施策の方向性

性別にとらわれず、個人の能力を活かして活躍でき、それぞれが希望する働き方で仕事と生活を両立できる社会を目指します。男性の家庭参画を促しながら、子育てや介護と仕事との両立を支える環境づくりを進めます。

今後の取組

施策名	施策の内容	担当課
① ワーク・ライフ・バランスのさらなる普及に向けた啓発	ワーク・ライフ・バランスの重要性について広く啓発を行います。また、企業と連携し、子育て支援や介護支援など、働きやすい職場づくりに取り組む企業の事例を紹介し、就労環境の改善に向けた情報提供や支援を行います。	企画課 商工課
② 家事・育児・介護における性別を問わない参画の推進	各種メディアの活用やセミナーの開催など、夫婦間や家庭生活における固定的役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス [※] ）の解消に向けた啓発を行います。	企画課 商工課 社会教育課
③ 介護を支援するための環境の整備	企業や各種団体に対して介護休業制度の周知や取得促進等の意識啓発を行い、介護と仕事との両立を支援します。	企画課 商工課

※ アンコンシャス・バイアスとは、過去の経験や見聞きした事柄から、誰もが潜在的に持っている思い込みや、自分自身でも気がついていない性差に関する考え方や捉え方のこと。

基本目標2 安全・安心に暮らすことができる社会づくり



(1) 子育てに関する支援体制



背景と課題

- 出生数や子どもの人口が減る中、保護者の多様なニーズに応える体制の整備と、行政・地域が連携した効率的な支援が求められています。
- 就学前から高校生まで、教育サービスや相談支援、情報提供の工夫等、成長過程に応じた切れ目ない支援の充実が求められています。

施策の方向性

「恵那市こども計画」及び「恵那市子育て支援パッケージ」に基づき、各種支援サービスの充実を図るとともに、安心して子育てができる環境づくりに努めます。

今後の取組

施策名	施策の内容	担当課
① 保育等の拡充	延長保育事業や一時保育事業などの多様なニーズに対応し、保育を必要とする世帯が安心して子育てができるよう、保育事業の充実を図ります。	幼児教育課
② 育児に関するサービスの充実	恵那市子育て支援パッケージに基づき、関係機関と連携して子育ての不安や悩みの軽減を図るとともに、子育てしやすい環境づくりに努めます。	子育て支援課
③ 子育て世代への支援	放課後の子どもの居場所の確保、ファミリー・サポート・センター事業による子どもの預かりなどの相互援助活動を推進し、働きながら安心して子育てできる環境をつくれます。	子育て支援課



(2) 生涯にわたる健康・生きがいづくり

背景と課題

- 本市における高齢者（65歳以上）の単身世帯の世帯数は、これまでの20年間で約2倍に増加しており、支援を必要とする人が増加傾向にあります。
- 男女共に経験するライフステージごとの課題に応じた健康づくりを図り、市民がさまざまな活動に参画できるように支援していくことが大切です。

施策の方向性

ライフステージに応じた心と体の健康づくりを推進するとともに、スポーツを楽しむ機会の提供や、生涯にわたって学び続けられる環境の整備を通じて、市民一人ひとりの健康と生きがいの向上に向けた取組を進めます。

今後の取組

施策名	施策の内容	担当課
① 生涯を通じた健康づくりの推進	市民がさまざまな活動に参画できるように、恵那市「いきいきヘルシープラン3」を中心に生活習慣病の発症予防への取組と情報発信を行い、生涯を通じた健康づくりを推進します。	健康推進課
② スポーツに親しむ機会の創出	恵那市スポーツ推進計画に基づき恵那市のスポーツ活動、スポーツ環境や組織などを整備し、ライフスタイルや年代に応じた楽しみながらスポーツができる機会を提供します。	スポーツ課
③ 市民が学習できる環境の整備	恵那市三学のまち推進計画に基づき、市民が学習できる環境を整備し、生涯学び続けることを市民一人ひとりの生きがいにつなげます。	社会教育課
③ 伝統文化・芸能の継承及び故郷学習の推進	性別や世代を問わず、地域住民が継承に関われるよう地域の歴史・文化について学ぶ機会を提供します。また、故郷学習など故郷愛を育む取組を行います。	社会教育課 文化課

(3) さまざまな状況に置かれている人々が安心して生活できるための支援



背景と課題

- 8050問題[※]やダブルケア[※]などの複合的な問題を抱える世帯や、ひきこもり、生活困窮、セルフネグレクトなど既存の福祉制度の狭間となる課題が顕在化し、社会問題となっています。
- コロナ禍を契機として孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化しました。今後、単身世帯の増加も見込まれており、必要な施策を着実に実施していくことが求められます。

施策の方向性

DV被害やひとり親家庭における経済的困難など、女性特有の要因によって孤独や孤立に陥りやすい状況にある方々が、安心して利用できる居場所の整備や相談支援体制の充実を図ります。

さまざまな困難に直面する方々の自立支援と生活の安定・向上を目指し、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に向けた包括的な支援を推進します。

今後の取組

施策名	施策の内容	担当課
① 困難な問題を抱える女性への支援	困難な問題を抱える女性のさまざまな悩みに応じることができるように相談窓口を整備し、複雑化・複合化・多様化する女性の問題への支援体制を構築します。	企画課
② 困難を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備	経済的援助・生活援助・就業支援等を通し、ひとり親家庭や子ども・若者・高齢者・障がい者など、貧困等生活上の困難に直面する人の自立と生活の安定・向上を図ります。	社会福祉課 高齢福祉課 子育て支援課 幼児教育課
③ 孤独孤立・ひきこもり支援	孤独孤立やひきこもり対策のため、全ての方が活用しやすい居場所づくりや相談体制の充実を図ります。	社会福祉課

※ 8050問題とは、80代の親が50代の子の生活を支える問題のこと。

※ ダブルケアとは、「子育て」と「親の介護」という2つのケアを同時に行なっている状態のこと。

(4) あらゆる暴力の予防と根絶



背景と課題

- 市民意識調査によると、男女間における暴力を防止するために必要なこととして「身近な相談窓口を増やす」「暴力を防止するための教育を行う」ことなどが挙げられています。
- DV（ドメスティック・バイオレンス）※やセクシャルハラスメント※という言葉は広く認知されている一方で、問題の本質に対する理解は十分に浸透しておらず、引き続き意識啓発の取組が重要です。

施策の方向性

暴力を許さない意識づくりに向けた啓発を進めるとともに、複雑化・多様化する相談に的確に対応するため、関係機関及び庁内の連携を強化し、被害者保護の体制整備を推進します。

今後の取組

施策名	施策の内容	担当課
① あらゆる暴力を許さないための意識づくり	各種メディアを活用してDVやセクシャルハラスメントなど、あらゆる暴力を許さない意識づくりのための啓発を行います。	子育て支援課
② DVなどに関する相談体制の充実と被害者の保護体制の強化	複雑化・多様化するDVなどの相談に応えるため、医療機関や警察などの関係機関及び庁内の連携体制を強化します。また、住民基本台帳事務における支援措置など、被害者の保護と相談の体制を整えます。	子育て支援課 市民課
③ 企業・各種団体へのハラスメント防止の啓発	企業・各種団体に対し、職場におけるセクシャルハラスメント・パワーハラスメントなどを防止するため、リーフレットの配布などにより啓発を行います。	商工課

※ DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。

※ 職場におけるセクシュアルハラスメントは、職場において行われる、労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応によりその労働者が労働条件について不利益を受けたり、就業環境が害されること。

(5) 防災における男女共同参画



背景と課題

- 市民意識調査によると、性別に配慮した防災・災害対応・復興対策のために必要なこととして、「性別に配慮した避難所運営を行う」「避難所の設置・運営について、物事を決める際には男女を交えた話し合いをする」といった内容が求められています。
- 災害時には、炊き出し・清掃・介護・育児などの無償のケア労働が女性に偏る傾向が見られます。性別による役割の偏りからくる負担を軽減するため、避難所の運営や備蓄品の整備において、女性の意見やニーズが適切に反映される環境の整備が求められます。

施策の方向性

避難所において男女それぞれのニーズに配慮した備蓄品の整備を進めるとともに、避難所運営や災害対策本部などの意思決定の場において女性の意見が適切に反映されるように、女性の参画率の向上を積極的に推進します。

今後の取組

施策名	施策の内容	担当課
① 防災リーダー養成講座への参加推進	地域の関係組織を通じた情報提供や広報紙、ホームページなどを活用し、防災士を養成する防災アカデミーへの女性受講者増加を図ります。	危機管理課
② 男女のニーズに配慮した避難所の備蓄品の充実	避難所におけるプライバシーへの配慮や老若男女のニーズに対応した備蓄品の整備を行います。	危機管理課
③ 防災講演会など研修機会への参画推進	防災意識の向上を図るため、防災訓練や防災講演会などの開催に際して、自治会・まちづくり団体・女性団体・子育て団体など幅広い団体へ参加を呼びかけます。	危機管理課
④ 自主防災組織への参加促進	各種メディアの活用により、地域で編成される自主防災組織への参加を呼びかけます。	危機管理課

(1) 男女平等・男女共同参画に関する意識啓発



背景と課題

- 男女共同参画に対する意識は社会に徐々に浸透しつつありますが、依然として固定的な性別役割分担の意識や、無意識の思い込みが根強く残っており、これらが男女共同参画の推進を妨げる要因となっています。
- 市民意識調査によると、男性が女性とともに家事・子育て・介護・地域での活動に積極的に参加するために必要なこととして「夫婦や家族間のコミュニケーションをよく図ること」「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」が挙げられています。

施策の方向性

根強く残る固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消に向けて、家事・育児等に対する男性自身の抵抗感をなくすための啓発活動を実施します。子どもたちに向けた取組と共に教職員の研修機会を充実させ、男女共同参画に対する意識向上を図ります。

今後の取組

施策名	施策の内容	担当課
① 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消に向けた啓発	男女共同参画の推進に向けて、各種メディアを活用し、固定的な性別役割分担や無意識の思い込みの解消に向けた啓発を行います。ライフステージの転換期にある人など特定の対象者に対する啓発活動も実施します。	企画課
② 男女平等意識を育む教育の充実	学校での教育活動を通じて、子どもたちが幼い頃から男女平等や共同参画の意識を自然に身につけられるような取組を進めます。また、教職員の研修機会を更に充実させ、男女共同参画に対する意識向上を図ります。	学校教育課
③ 男女共同参画プラン推進委員会の開催	プランの推進と進捗管理などを行うため、男女共同参画プラン推進委員会を定期的に行い、市全体で男女共同参画を進めていきます。また、現行のプランについて必要に応じて見直しを行います。	企画課

(2) 男女共同参画を推進するための学習機会の提供



背景と課題

- 市民意識調査によると、男女平等に関する意識について、「社会全体として男女の地位が平等だと思う」と回答した市民の割合は、男性では19.7%、女性では7.9%であり、男女共に社会においては不平等であるとの認識があります。
- 男女共同参画社会を実現するために、今後力を入れていくべきこととして「学校教育や生涯教育の場で男女の平等と相互理解・協力についての学習を充実させる」ことが挙げられています。

施策の方向性

あらゆる施策に男女共同参画の視点を反映させるために、意識調査や情報収集を継続的に行い、恵那市の男女共同参画の現状を把握し、施策反映に努めます。また、関係各課と連携しながら、男女共同参画の啓発及び多様な学習機会を提供します。

今後の取組

施策名	施策の内容	担当課
① 男女共同参画に関する情報収集	国や県の施策などに関する情報収集を行います。また、市民意識調査や事業所調査を実施し、市民及び企業の意識と現状を把握し施策に活かすよう努めます。	企画課
② 多様な学習機会の提供	講演会や学習会等の企画、出前講座の開催等を通じて啓発活動を行い、男女共同参画を推進するためのさまざまな学習機会を提供します。	企画課



(3) 多様な生き方への理解と支援

背景と課題

- 性的マイノリティ[※]の人たちが直面する差別や困難には、社会的な理解不足に起因する偏見が大きく影響しています。
- 外国籍を持つ市民のなかには、日本語に不慣れであるために生活や子育てなどの面で配慮が必要な方が少ないとは言えず、日本語を学習する機会の提供など、国籍に関わらず安心して生活できるための支援が必要です。

施策の方向性

多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現のために、支え合える体制づくりを進めます。また、性的マイノリティへの理解、多文化共生への対応、国際的な視野を育む教育など、さまざまな立場の人が共に生きるための取組も推進していきます。

今後の取組

施策名	施策の内容	担当課
① 地域で支え合える体制づくり	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域コミュニティの活性化と相互扶助機能の向上を図り、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムのさらなる推進を図ります。	地域包括支援センター
② 性的マイノリティに対する知識の育成と理解の促進	各種メディアを活用し、性的マイノリティに関する知識の情報提供を行い、差別のない社会を目指します。	社会教育課 学校教育課
③ 多文化共生社会に対応した支援	関係団体との連携のもと、多文化への理解と共生を推進していきます。在住外国人の現状の把握を図るとともに、にほんご教室の開催や、生活情報の多言語化などの支援に努めます。	交流連携課
④ 国際理解のための教育の推進	学校教育を通じて語学力を育てるとともに、多文化に触れる機会を提供することで、児童・生徒の国際的な視野やコミュニケーション力の向上を図ります。	学校教育課

※ 性的マイノリティとは、異性以外が恋愛対象になる人や、体の性別と自覚する性別（こころの性）が一致しない人などのことで、LGBT等の方々の総称。

CHAPTER

05

第 5 章 プランの推進

1

推進体制

男女共同参画に関する施策は、市政のあらゆる分野にわたっています。より効果的に施策を進めていくため、市の関係部署の連携を強化します。

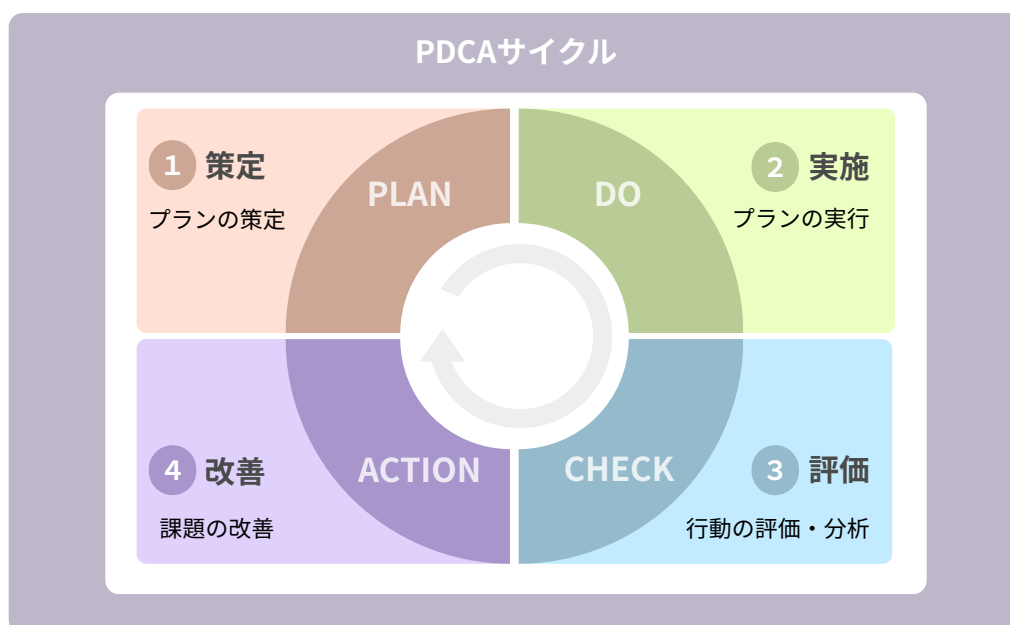
また、男女共同参画社会の形成を推進していくためには、行政だけでなく住民・地域・事業者・各種団体などが連携し、本プランに基づいた取組を様々な場面で展開していくことが必要です。このため、意見調整や提言などを行う各種団体の代表者からなる恵那市男女共同参画プラン推進委員会の開催など、多岐に渡る参画を広く求め、ともに協力して推進していきます。

2

プランの進行管理と評価

本プランをより実効性のあるものとするためには、施策の効果などを検証・評価し、必要に応じて実施方法などを見直していくことが重要です。このため、本プランに位置づけられる取組については、関連する部署において1年に1回実施状況の確認を行うことで、市職員における男女共同参画意識の向上を図るとともに、年次ごとにこのプランの進捗状況をチェックします。進捗管理は「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とし、「PLAN（策定）」「DO（実施）」「CHECK（評価）」「ACTION（改善）」のサイクルを回していくことにより、事業の継続的な改善を図る（充実させる）ことを年度ごとに繰り返していきます。

そして、恵那市の男女共同参画プランを推進するため、恵那市男女共同参画プラン推進委員会に必要に応じて報告を行い、幅広い意見を受けながらプランの管理を進めます。



	指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和17年度)	担当課
1	審議会等の女性委員の割合	28.9%	40.0%	企画課
2	市男性職員の育児休業取得率（2週間以上）	53.8%	85.0%	総務課
3	市男性職員の出産時特別休暇取得率	46.2%	100%	総務課
4	市の管理職（課長級以上）の女性割合	13.1%	20.0%	総務課
5	岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録数	52企業	100企業	商工課
6	自治会役員（主となる役員）に占める女性の割合	—	14.0%	地域振興課
7	特定健診受診率	45.5%	70.0%	保険年金課
8	女性の防災リーダー認定者数	20人	20人	危機管理課
9	職場での待遇における男女の優遇差について平等であると答える割合	29.9%	50.0%	企画課
10	地域活動の場における男女の優遇差について平等であると答える割合	31.1%	50.0%	企画課
11	家庭生活における男女の優遇差について平等であると答える割合	29.8%	50.0%	企画課
12	学校教育の場における男女の優遇差について平等であると考える割合	40.8%	50.0%	企画課
13	社会全体における男女の優遇差について平等であると考える割合	16.2%	50.0%	企画課

CHAPTER

06

第 6 章 參考資料

1

恵那市男女共同参画プラン推進委員会 委員名簿

	氏名	所属団体等
会長	坪井 弥栄子	「男女（ひと）のわ」ネットワーク
副会長	亀井 邦子	「男女（ひと）のわ」ネットワーク
委員	平林 道博	恵那市地域自治区会長会議
委員	長谷川 幸乃	まちづくり団体経験者
委員	村松 訓子	恵那市教育委員会
委員	藤井 泰徳	恵那市経済団体推薦企業（株式会社 十六銀行恵那支店）
委員	古川 正美	中津川人権擁護委員協議会 恵那市地区部会
委員	紀岡 伸征	恵那市社会福祉協議会
委員	藤井 祐司	恵那市PTA連合会
委員	成瀬 あい	恵那市国際交流協会
委員	春日井 喜登	公募

(趣旨)

第1条 この要綱は、恵那市における男女共同参画社会の実現を目指し、恵那市男女共同参画プラン（以下「プラン」という。）を推進するため、恵那市男女共同参画プラン推進委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) プランの推進に関すること。
- (2) プランの見直しに関すること。
- (3) その他男女共同参画施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 団体の代表者
- (2) 公募による市民
- (3) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌年度の3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を各1人置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の中から互選する。
- 3 会長は委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

(部会)

第7条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第8条 会長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見又は説明等を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、まちづくり企画部企画課において行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、その都度協議して決定するものとする。

附則

この告示は、平成28年7月1日から施行する。

3

関係法令

男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参

画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な

計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点（次項において「男女共同参画センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供

その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができない。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。

この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

岐阜県男女が平等に人として尊敬される男女共同参画社会づくり条例（平成15年岐阜県条例第49号）

目次

前文

第1章 基本的な考え方など(第1条～第8条)

第2章 男女共同参画を進めるために必要な施策(第9条～第19条)

第3章 岐阜県男女共同参画21世紀審議会(第20条～第27条)

第4章 その他(第28条)

附則

私たちは皆平等であり、性別にかかわらず一人ひとりが個性ある個人として大切にされなければなりません。

このことは、日本国憲法でも基本的人権の尊重としてうたわれています。しかし、私たちの実際の生活の中には、性の違いによる差別や役割分担意識があり、また、これらに基づく社会のしきたりも根強く残っており、男女間の不平等や人権侵害を生む原因になっています。

岐阜県は、全国で比べると、女性で職業に就いている人の比率が高く、その労働時間も長いのですが、職場で重要な地位にある人の割合は低いのが現状です。また、家庭についてみても、共働き世帯の割合が高いにもかかわらず、家事、子育て、家族の介護などは女性の役割だと考える人が少なくありません。

今、私たちの社会は、少子化や高齢化が急速に進むなど大きく変化しています。その中で、未来に向けて明るい希望を持ち、生き生きとした豊かな社会をつくっていく必要があります。そのためには、家庭、職場、学校、地域など社会生活のあらゆる場面で、男女が対等な立場で、その個性と能力を十分に活かし、ともに責任を果たしていくことが重要です。

岐阜県では、これまでも男女共同参画を進めるためのいろいろな取組を行ってきました。21世紀を迎えた今、私たち一人ひとりが、男女の区別なく一緒になって、こころ豊かな地域社会をつくっていくことの大切さを認め合い、男女が平等に人として大切にされる、ふるさと岐阜をつくり上げることを目指して、この条例を定めます。

第1章 基本的な考え方など

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画を進めるうえで基本となる考え方を定め、県、県民及び事業者その他の団体の果たさなければならない責任と役割を明らかにするとともに、男女共同参画を進めるための施策を行うために必要な事柄を定めることにより、男女が平等に人として大切にされる社会を実現することを目的とします。

(男女共同参画の意味)

第2条 この条例で「男女共同参画」とは、男女が、平等に個人として尊重され、社会の対等な一員として、自分の意思ですべての分野の活動に参画することができることにより、男女が政治的、経済的、社会的、文化的などの面で等しく利益を受けることができ、ともに責任を負うことを

いいます。

(基本的な考え方)

第3条 男女共同参画は、次の基本的な考え方により、進めることとします。

一 男女が性別にかかわらず一人の人間として大切にされること、男女が性の違いによる差別を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が得られることなど男女の人権が等しく尊重されること。

二 男女が、社会で活動を行ううえで、役割分担意識(「男性は仕事、女性は家事や育児に専念すること」など)に性によって役割を決める考えをいいます。)から生まれる制度または慣習により自由な選択を妨げられることのないようにすること。

三 県、事業者その他の団体及び市町村が、その政策または方針を計画し、決定する場合に、男女が、対等な立場で参画する機会が得られること。

四 男女が、家庭生活で互いに協力し、また、社会の支援を受けながら、子育て、家族の介護などを行い、かつ、職場、学校、地域などにおける活動を行うことができるようにすること。

五 県民、事業者その他の団体及び市町村が、この条例の目的の実現のために協力し、それぞれが責任をもって取り組むこと。

(県の責任)

第4条 県は、基本的な考え方に従い、男女共同参画を進めるための施策を定め、これを実施する責任があります。

(県民の役割)

第5条 県民は、基本的な考え方を十分に理解し、家庭、職場、学校、地域などの社会のあらゆる活動の場において、男女共同参画を進めるよう努めるものとします。

2 県民は、県が行う男女共同参画を進めるための施策の実施に協力するよう努めるものとします。

(事業者その他の団体の役割)

第6条 事業者その他の団体は、基本的な考え方を十分に理解し、その活動の中で男女共同参画を進めるよう努めるものとします。

2 事業者その他の団体は、県が行う男女共同参画を進めるための施策の実施に協力するよう努めるものとします。

(県と市町村との関係)

第7条 県は、男女共同参画を進めるための施策を定めたり、これを実施するときは、市町村に対し、協力を求めることができます。

2 県は、市町村が男女共同参画に関する計画を定めるなどの男女共同参画を進めるための施策を行うときは、情報の提供など必要な協力をします。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 県民は、性的な言葉または行為により相手に不快や苦痛を与えること及び性的な言葉または行為を受けた相手が反発したりした場合にその人に不利益を与えること

(「セクシュアルハラスメント」といいます。)を行ってはありません。

2 県民は、配偶者など身近な関係にある人に暴力などにより体または心に苦痛を与える行為(「ドメスティック・バイオレンス」といいます。)などの男女間における暴力行為を行ってはありません。

3 県民は、性別による不当な差別的取扱いを行ってはありません。

第2章 男女共同参画を進めるために必要な施策 (男女共同参画計画)

第9条 知事は、男女共同参画を進めるために必要な事柄についての計画(以下「男女共同参画計画」といいます。)を定めます。

2 知事は、男女共同参画計画を定めるときまたは変更するとき、あらかじめ、次の続をとります。

一 県民及び事業者その他の団体(以下「県民など」といいます。)の意見を聴くこと。

二 岐阜県男女共同参画21世紀審議会の意見を聴くこと。

3 知事は、男女共同参画計画を定めたときは変更したときは、速やかに、これを公表します。

(広報など)

第10条 県は、基本的な考え方に対する県民などの理解を深めるために必要な広報、普及活動などを行います。

(教育、学習など)

第11条 県は、学校、地域、家庭などでの教育及び県民の学習の場で、男女共同参画に対する県民の関心と理解を深めるようにします。

(情報の収集など)

第12条 県は、男女共同参画を進めるため、情報の収集及び分析をするほか、必要な調査研究を行います。

(県民などへの支援)

第13条 県は、男女共同参画を進めるための活動を行う県民などに対し、その活動に役立つ情報を提供するほか、学習または意見交換の場などを提供します。

(県の審議会などにおける委員の構成)

第14条 県は、審議会などの委員を選任する場合には、できる限り男女の数が等しくなるように努めます。

(事業者への協力依頼)

第15条 知事は、事業者に対し、その事業活動における男女共同参画の状況を知るための調査について、協力を求めることができます。

(男女共同参画推進サポーター)

第16条 知事は、県民などととも男女共同参画を進めるため、これに熱意を持っている県民などの申込みを受けて、男女共同参画推進サポーター(以下「サポーター」といいます。)として登録します。

2 サポーターは、次の活動を行います。

一 男女共同参画についての県民などの関心と理解を深めるために必要な活動を行うこと。

二 県が行う男女共同参画を進めるための施策に協力すること。

3 県は、サポーターに対し、次のことをはじめとする支援をします。

一 その活動に役立つ情報を提供すること。

二 その活動に役立つ知識を得る機会を設けること。

4 知事は、サポーターが、この条例に違反したときその他サポーターとしてふさわしくない非行を行ったときは、その登録を取り消すことができます。

(男女共同参画推進強調月間)

第17条 県は、男女共同参画についての県民などの関心と理解をより一層深めるために、毎年11月を男女共同参画推進強調月間とします。

(苦情などに対する対応)

第18条 県は、次の事柄に関する県民などからの苦情、意見及び相談(以下「苦情など」といいます。)を受け付けるための窓口を設置し、関係する機関と協力して、これらの苦情などに対し、適切な対応をするものとします。

一 男女共同参画を進めるための施策に関すること

二 性別による人権侵害

2 知事は、県民などからの苦情などに対し適切な対応をするために必要があるときは、岐阜県男女共同参画21世紀審議会の意見を聴くものとします。

(男女共同参画を進めるための施策の実施状況の公表)

第19条 知事は、毎年1回、男女共同参画を進めるための施策の実施状況を取りまとめ、これを公表します。

第3章 岐阜県男女共同参画21世紀審議会

(設置)

第20条 県は、岐阜県男女共同参画21世紀審議会(以下「審議会」といいます。)を設けます。

2 審議会は、次の事柄について、知事からの意見の求めに応じて調査または審議を行います。

一 男女共同参画計画の策定

二 男女共同参画計画の変更

三 県民などからの苦情などに対する対応

四 その他男女共同参画を進めるに当たり必要な事柄

3 審議会は、男女共同参画を進めるため必要がある場合、知事に意見を述べるすることができます。

(組織)

第21条 審議会は、委員15人以内とします。

2 委員は、知事が任命します。

3 委員は、男女のいずれかが委員の総数の4割未満とならないようにします。

4 委員のうち、若干の人は、公募によることとします。

(任期)

第22条 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

2 委員は、再任されることができます。

(会長及び副会長)

第23条 審議会に、会長及び副会長を置きます。

2 会長は、委員が互いの中から選挙して選びます。

3 副会長は、会長が指名します。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときま

たは会長が欠けたときは、会長の代理をします。

会議)

第24条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となります。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができません。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、賛否同数のときは、議長が決定します。

(特別委員)

第25条 特別の事柄についての調査または審議のために必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができます。

2 特別委員は、知事が任命します。

3 特別委員の任期は、特別の事柄に関する調査または審議が終わるまでとします。

(部会)

第26条 審議会は、必要があるときは、部会を置くことができます。

2 部会の委員は、会長が指名します。

3 部会に部会長を置き、会長が指名します。

(会長への委任)

第27条 この章に定めることのほか、審議会の運営については、会長が審議会に相談して決めます。

第4章 その他

(委任)

第28条 この条例に定めること以外の必要なことについては、規則で定めます。

附則

この条例は、平成15年11月1日から施行します。ただし、第9条第2項(第2号に係る部分に限ります。)、第18条第2項及び第3章の規定は、平成16年4月1日から施行します。

第3次恵那市男女共同参画プラン

令和8年3月

発行：恵那市 まちづくり企画部 企画課

〒509-7292 恵那市長島町正家一丁目1番地1

TEL：0573-26-2111（代表）